

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

研究開発領域

研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成28年1月12日

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

目 次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的	3
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域の概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域	
研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 「高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成」(カテゴリーⅠ)	
研究代表者：清水 哲郎 (東京大学 大学院人文社会系研究科 特任教授)	9
2-2. 「認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発」(カテゴリーⅠ)	
研究代表者：成本 迅 (京都府立医科大学 大学院医学研究科 精神機能病態学 講師)	14
2-3. 「健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：伊香賀 俊治 (慶應義塾大学 理工学部 教授)	18
2-4. 「広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成」 (カテゴリーⅡ)	
研究代表者：佐藤 滋 (早稲田大学理工学術院／総合研究機構 都市・地域研究所 教授／所長)	22
2-5. 「認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：島田 裕之 (国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学研究センター 生活機能賦活研究部 部長)	27
2-6. 「2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術」(カテゴリーⅡ)	
研究代表者：小川 全夫 (特定非営利活動法人アジア・エイジング・ビジネスセンター 理事長)	31
【参考資料】	
参考1：検討経緯	35
参考2：戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則	36

1. 評価の概要

科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則」（平成27年3月25日平成27年規則第121号）に基づき、「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域の研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」研究開発領域（領域総括：秋山 弘子／東京大学 高齢社会総合研究機構 特任教授）において、平成24年度に採択され、平成27年度に終了した研究開発プロジェクト（別表）を評価の対象とした。

（別表）

採択年度	カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
平成24	I	高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成	清水 哲郎	東京大学 大学院人文社会系 研究科 特任教授	3年間
		認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発	成本 迅	京都府立医科大学 大学院医学研究科 精神機能病態学 講師	3年間
	II	健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 理工学部 教授	3年間
		広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成	佐藤 滋	早稲田大学理工学術院 ／総合研究機構 都市・地域研究所 教授／所長	3年間
		認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証	島田 裕之	国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学 研究センター 予防老年学研究部 部長	3年間
		2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術	小川 全夫	特定非営利活動法人アジア ン・エイジング・ビジネス センター 理事長	3年間

（*）カテゴリーについて

カテゴリー I：社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの

（研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など）

カテゴリー II：社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで行おうとするもの

1-2. 研究開発プロジェクトの事後評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

1-3. 評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会が実施した。評価委員会の構成員は以下の通りである。

「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会委員

役職	氏名	現職（平成28年1月時点）
委員長	吉村 洋	公益財団法人仙台市産業振興事業団 理事・FWBC 推進本部長／仙台フィンランド健康福祉センター 事業創成国際館
委員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授
委員	小田 利勝	神戸大学 名誉教授
委員	勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長
委員	加藤 伸司	東北福祉大学 総合福祉学部 福祉心理学科 教授／社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター センター長
委員	丹波 史紀	福島大学 行政政策学類 准教授／うつくしまふくしま未来支援センター 地域復興支援部門 部門長兼地域復興支援担当 マネージャー
委員	藤井 博志	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 社会リハビリテーション学科 教授
委員	藤森 克彦	みずほ情報総研株式会社 社会保障・藤森クラスター 主席研究員
委員	安村 誠司	福島県立医科大学 医学部公衆衛生学講座 教授

1-4. 研究開発領域の概要

研究開発領域の設置期間は、平成 22 年度から平成 27 年度（領域の事後評価期間も含む）の 6 年間としている。本領域には、開始時点で 1 つの研究開発プログラム「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」を設置し、複数のプロジェクトを実施することで領域における研究開発を推進する。領域運営の責任者として領域総括を設置し、研究開発領域のマネジメントを行っている。また、領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置している。

研究開発領域の目標と概要については、以下のとおりである。

1-4-1. 研究開発領域の名称・領域総括

研究開発領域名：「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」

領域総括：秋山 弘子（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

1-4-2. 研究開発領域の目標

本研究開発領域で達成しようとする目標は以下の通りである。

- (A) 高齢社会に関わる問題について、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的根拠に基づき分析・把握・予測し、広く社会の関与者の協働による研究体制のもとに、フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する。
- (B) 高齢社会に関わる問題の解決に資する研究開発の新しい手法や、地域やコミュニティの現場の現状と問題を科学的に評価するための指標等を、学際的・職際的知見・手法に基づき体系化し提示するための成果を創出する。
- (C) 本領域の研究開発活動を、我が国における研究開発拠点の構築と関与者間のネットワーク形成につなげ、得られた様々な成果が、継続的な取り組みや、国内外の他地域へ展開されることの原動力となること、また多世代にわたり理解を広く促すことにつなげる。

なお、本領域におけるコミュニティとは、行政区、学区等に限らず、共通の目的、価値に基づいて活動する人々の集まりや、企業、コンソーシアム等の団体、関連する職種等のコミュニティに関わる現場も対象とする。

1-4-3. 研究開発領域の概要

(1) 研究開発領域の設立経緯および必要性

我が国は、2025 年には 65 歳以上の人口が総人口の約 30%を超えていると言われており、75 歳以上の高齢者の急激な増加が特徴的であり、特に都市部における増加が顕著となり大きな地域差が生じることが予想されている。このような状況においては、起こり得る問題の予測は非常に困難であり、現在我が国がおかれている現状を正確に把握し、問題点を洗い出し、対策の検討に向けた研究開発の実施が急務となっている。

高齢社会に関する研究開発は、これまでも国や民間の各種研究開発助成等を受けて実施されてきたが、現実社会における課題解決に向けて行う実証実験を伴った研究開発には適しておらず、また研究開発の規模として自然科学系分野が大きなウェイトを占めており、人文・社会科学系分野の参画が少ないという状況である。具体的な社会の問題の解決に資する成果を得るという観点からみると、必ずしも十分とはいえない。

高齢社会に関する問題は、従来の学問体系における個別の分野に特化した研究開発だけでは対処しきれないものではない。高齢者自身の心理状態、身体状態、社会的立場等をも考慮するべく、学際的かつ分野横断的な視点を持つ取り組みが求められる。これらに加え、研究者と現場の関与者との連携の下で、問題解決に向けて分野横断的に研究開発を推進する仕組みを整備し、現実の社会における問題の解決に資する具体的な技術や手法等の実証を伴った研究開発へ繋げていくことが必要不可欠である。

また、高齢社会の様態や、地域、コミュニティの現場における具体的な問題は日本全国一律ではなく、都市部や過疎地等の地域特性、多様なコミュニティの特性に応じて、課題を整理し、それに基づく社会システムを構築していく観点も重要となる。このため、適切に地域やコミュニティの現場を設定した上で社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について実証を行い、その成果を広く共有していくことも重要であり、これによって、さらに効果的な高齢社会の先進モデルの構築につながると考えられる。

独立行政法人科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）では、社会における様々な具体的な問題の解決のための仕組みを構築するとともに、異分野の研究者間、研究者と現場の関与者間の協働を進め、実証を伴った研究開発の実績を積み重ねることによって、新しい社会的・公共的価値の創出に貢献してきた。こうした背景を踏まえ、高齢社会に関する問題についても、社会技術研究開発センターがこれまでのノウハウを十分に活かすことで、その解決に向けた取り組みを効果的・効率的に進めていくことが可能と思われることから、同センターが進める戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」という研究開発領域を設定し、研究開発を推進することとした。

これらの背景を鑑み、本領域では、高齢社会の問題解決にあたって、複数分野にわたる視点をバランス良く併せ持ったプロジェクトを公募した。プロジェクトが達成しようとする成果は、何らかの知識を得ることに留まらず、社会の問題の解決に資する具体的な成果であることを求めた。

公募にあたっては、領域としての目標を達成するためのアプローチとして、あらかじめ2つの異なるカテゴリーを設定した。領域の3つの研究開発目標（1-4-2参照）に対して、カテゴリーⅠのプロジェクトの成果は（B）、カテゴリーⅡのプロジェクトの成果は（A）の達成を目指すものである。また、カテゴリーによらず全プロジェクトを含む領域全体の活動として（C）の達成を目指すものである。応募者には、応募の段階で以下に掲げるカテゴリーⅠ、カテゴリーⅡのどちらへの提案かを予め明示することを求めた。

カテゴリーⅠ：2～13 百万円未満／年
 社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの
 （研究開発のあり方や科学的評価のための指標等の体系化など）
 カテゴリーⅡ：20～30 百万円程度／年
 社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等について、その実証まで
 行おうとするもの

（2）研究開発プロジェクト・プロジェクト企画調査・実行可能性調査等

本研究開発領域で平成 22 年度から平成 24 年度までに採択した研究開発プロジェクトは、以下の通りである。プロジェクト企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間調査を行ったものである。実行可能性調査は、研究開発プロジェクトとしての実行可能性を 1 年間で調査し、その結果に基づき、あらためて採択・不採択についての評価を行うことを条件としたものである。

<平成 22 年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
Ⅰ	在宅医療を推進する地域診断標準ツールの開発	太田 秀樹	医療法人アスミス 理事長	3 年間 ※1
	新たな高齢者の健康特性に配慮した生活指標の開発	鈴木 隆雄	独立行政法人国立長 寿医療研究センター 研究所長	3 年間 ※1
Ⅱ	ICT を活用した生活支援型コミュニティづくり	小川 晃子	岩手県立大学社会福 祉学部 教授／地域連 携本部 副本部長	3 年間 ※1
	セカンドライフの就労モデル開発研究	辻 哲夫	東京大学高齢社会総合研 究機構 特任教授	3 年間 ※1

※1 平成 25 年度に事後評価を実施

<平成 22 年度採択研究開発プロジェクト企画調査>

研究開発プロジェクト企画調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	企画調査期間
自立高齢者の健康維持・増進と社会参加・社会貢献を包括するプログラム指針の検討	佐藤 真一	大阪大学大学院 人間科学研究科 教授	6 ヶ月間
生涯現役高齢者が支える縮退都市の再活性化に関する企画調査	佐藤 俊郎	株式会社環境デザイン 機構 代表取締役	6 ヶ月間

<平成23年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (研究開発終了時点)	研究開発期間
II	「仮設コミュニティ」で創る新しい高齢社会のデザイン	大方 潤一郎	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授	3年間 ※3
	高齢者の虚弱化を予防し健康余命を延伸する社会システムの開発	新開 省二	地方独立政法人東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長	3年間 ※3
	高齢者の営農を支える「らくらく農法」の開発	寺岡 伸悟	奈良女子大学文学部 人文社会学科 教授	3年間 ※3
	社会資本の活性化を先導する歩行圏コミュニティづくり ※2	中林 美奈子	富山大学大学院 医学薬学研究部 准教授	3年間 ※3
	高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発	原田 悦子	筑波大学 人間系(心理学域) 教授	3年間 ※3

※2 平成26年度よりカテゴリーIからカテゴリーIIへ変更。

※3 平成25年度に事後評価を実施

<平成24年度採択研究開発プロジェクト>

カテゴリー	研究開発プロジェクト	研究代表者	所属・役職 (平成28年1月時点)	研究開発期間
I	高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成	清水 哲郎	東京大学 大学院人文社会系研究科 特任教授	3年間
	認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発	成本 迅	京都府立医科大学 大学院医学研究科 精神機能病態学 准教授	3年間
II	健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 理工学部 教授	3年間
	広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成	佐藤 滋	早稲田大学理工学術院/ 総合研究機構 都市・地域研究所 教授/所長	3年間
	認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証	島田 裕之	国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学 研究センター 生活機能賦活 研究部 部長	3年間
	2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術 ※4	小川 全夫	特定非営利活動法人 アジア・エイジング・ ビジネスセンター 理事長	3年間

※4 平成24年度に実行可能性調査として採択され、1年間の調査期間の後、領域における評価を経て、平成25年度に研究開発プロジェクトとして採択された。研究開発期間は、実行可能性調査の期間を含めて3年間。

<平成24年度採択実行可能性調査>

実行可能性調査	研究代表者	所属・役職 (調査終了時点)	調査期間
2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術 ※5	小川 全夫	特定非営利活動法人 アジア・エイジング・ ビジネスセンター 理事長	1年間

※5 平成25年10月から研究開発プロジェクト「2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術」として採択され、平成27年9月まで研究開発を実施予定。

1-5. 評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティー」の両面から評価することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、平成23年度に採択され、平成26年度に終了した研究開発プロジェクトについて、「ピアレビュー」、すなわち当該研究開発領域に係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウンタビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

評価にあたっては、本評価のために研究代表者が作成した「事後評価用資料（非公開）」「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者によるプレゼンテーション・質疑応答及び評価委員による意見交換を基に行った。

2. 「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」 研究開発領域 研究開発プロジェクト事後評価

【平成24年度採択（平成27年度終了）研究開発プロジェクト】

2-1. 「高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成」 （カテゴリーⅠ）

研究代表者：清水 哲郎（東京大学 大学院人文社会系研究科 特任教授）

2-1-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、成果は得られたが限定的であると評価する。

本プロジェクトでは、高齢社会にとって極めて重要な課題を取り上げて種々の工夫が試みられた。「高齢者が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく生きる」という誰もが願う希望がなかなか困難な現実の中で、意思決定を支援するツールとして、「本人・家族のための「心積りノート」の開発」を目標としたことは大きな意義があると考えられる。また、「心積りノート」をコミュニティの意識調査¹の結果を踏まえて開発しようとする研究の枠組みは妥当であり、研究代表者はコミュニティと協働でノートの開発を行うことの重要性を十分に理解していたと推察する。

しかし、研究代表者が最終的に目標としたのが、「心積りノートの開発」であったため、本来目指した「最期まで住み慣れた地域で自分らしく生きることを妨げる要因の改善」から言えば、成果として物足りなさを感じる。また、プロジェクト名に含まれる「文化の創成」が達成できたとは言いがたい。

「心積りノート」の内容の充実のための調査に時間をかけすぎ、試行版からのフィードバックが不十分であったことは残念である。加えて「高齢者ケアと終末期医療に関する調査（参与観察）」等は興味深い内容であるが、「心積りノート」の改善にどのような影響を与えたか不明であった。結果として「心積りノート」は改善の余地が多いものとなった。治療を受けないことを勧めることの是非に加え、残された生命を「生き切る」という価値観の尊重、価値観の押し付けにならない多様性を認める表現など、治療に関しての記載については特に検討の余地が大きい。また、医療関係者に与える影響についても今後検証が必要である。

¹ 富山県砺波市にある医療法人社団ナラティブホームが運営する「ものがたり診療所」と同敷地内にある賃貸住宅「ものがたりの郷」で在宅系サービスを利用して看取りを経験した家族と、在宅での看取りを経験した富山県在住の家族への個人インタビュー及び「ものがたり診療所」の訪問診察先での参与観察並びに患者と家族へのインフォーマル・インタビュー。

「心積りノート」は、本人の意思決定をサポートしていくツールとなるとともに、医療・介護従事者が本人・家族との対話を通し、医療行為の選択肢を示すツールとしても貢献する可能性がある。今後、医療・介護従事者の意見を取り入れ、高齢者への適応事例を重ねることで内容の改善を図るとともに使い勝手のよいノートにしていくことが重要である。「高齢者用のノート」と「相談員用のツール」に分化して発展することも期待したい。「心積りノート」が定型化され、公的な役割を果たすようになれば、口頭や非公式な書類よりも確実な証拠になり、何をどう書き残せば良いかの手助けにもなる点で有益である。

2-1-2. 項目別評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは、部分的に適切・妥当であったと評価する。

「自分らしく生き続ける」ための、本人・家族の意思決定を支援する仕組みの構築は今後の高齢社会にとって重要な課題であり体系化は有益である。「本人・家族のための「心積りノート」の開発」という目標は、研究開発領域目標に資するものであり明確である。また、意識調査の結果を踏まえて開発しようとする枠組みも妥当であり研究開発領域の目標に概ね合致している。

しかしながら、アプローチにおいては不足を感じる。本プロジェクトは、高齢者の意思決定を支援するツール開発のコンセプトを進化させ、目標を「心積りノート」の開発に変更したが、プロジェクト名「高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成」が示す研究開発テーマに対して、変更内容が適切かという点で検討が不十分だったと考える。阻害要因として、①本人・家族の意思決定プロセスを支援する態勢の不備、②最期の生のよいあり方や医療の役割についての地域住民の理解の遅れ、③家族の介護負担軽減のための社会的ケア導入に否定的な意識、の3点に焦点を当てた理由も明確でなく、その対策とされる「心積りノート」の開発に唐突感がある。また、「心積りノート」の内容の充実のための調査に時間をかけすぎ、市民意識調査グループやコミュニティ活動グループで得られた結果が「心積りノート」に十分に反映されていない。

研究開発テーマに「文化の創成」を掲げるなら、意識変革や行動様式の変化に関わる理論的な検討や仕組みの構築も必要であったと考える。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、貢献した・貢献しうるが、限定的であると評価する。

高齢者が最期まで自分らしく生きるための意思決定を支援するという視点は重要であり、人生の最期のことや医学的介入のことのみでなく、人生という視点から医療行為の選択を考える狙いの「心積りノート」は社会的な意義があると考えられる。「心積りノート」は、医療・介護従事者が本人や家族と対話し、医療行為の選択肢を示し、意思決定をサポートしていくツールとして貢献する可能性があり、その具体的なツールを開発した事は評価できる。

しかし、「心積りノート」で意識変革や行動様式の変化をどれほど促すことができるか、文化の創成が果たして可能かは検証されておらず、また、コミュニティの創成や改革に心積りノートがどう貢献するのかも判然としない。結果、本来目指した「最期まで住み慣れた地域で自分らしく生きることを妨げる要因の改善」から言えば、成果として物足りない。意思決定の支援ツールとして活用していくには、本人・家族の意思決定や、医療関係者の選択肢の提示にどのような変化を与えるのかを検証する必要がある。「治療を受けないことを勧める時期」については医学的な根拠が希薄で、医学専門家からの助言が必須と考える。重度の要介護や老衰状態のときに、医療行為の選択肢を閉ざすと見られないように更なる改善が必要である。

医療・介護従事者および一般市民を対象とするシンポジウムは、啓発活動として評価できる。また、「心積りノート試用版」の配布に加え、「心積りノート」をウェブサイト公開してパブリックコメントを求めた点も高く評価できる。しかし、医療行為の記述に関して、医療・介護従事者や高齢者の対象者との対話が十分されたとは思えない。また、パブリックコメントの件数も46件と少なく、研究グループからのより積極的なアプローチが欲しかった。

「心積りノート」が、医療・介護従事者と高齢者の対話をサポートするツールに進化すれば、満足度を高めながら人生を長生きする支援につながり、高齢社会に有益と思われる。また、終末期の医療やケアに関して問題提起の素材にもなり、高齢者本人の意思、希望、思いを重視した対応を求める点で、医療現場に大きなインパクトを与える成果となる可能性がある。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した、貢献しうるが限定的であると評価する。

「高齢者ケアと終末期医療に関する調査（参与観察）」は、考察不足の感もあるが大変貴重で興味深い内容であり、医療機関の説明責任が十分果たされていない現状を浮き彫りにした。他方「人生最終段階におけるケア 富山県砺波市庄東地区質問紙調査報告書」は分析が不十分である。加えて、これらの調査結果が「心積りノート」にどのように活かされたのかが不明である。また、「心積りノート」は、フレイル²の概念を導入して、治療を勧める時期と、勧めない時期を示しているが、治療を受けないことを勧める根拠が明確でなく、医学的な裏づけが必要である。本プロジェクトには、学術的な貢献の観点からエビデンスの構築に一層注力されることを期待する。

医学的介入に主眼を置いた米国流ACP³やAD⁴に対して、老いの時期全体に亘る意思決

² 健康な状態と要介護状態（日常生活でサポートが必要な状態）の中間の状態として、日本老年医学会が提唱している。現在はFried (Linda P. Fried) の提唱した基準が採用されることが多くっており、5項目のうち、3項目以上が該当するとフレイルとなる。

(公益財団法人長寿科学振興財団 ホームページ)

³ アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning) : 意思決定能力低下に備えての対応プロセス。患者が、治療を受けながら、将来もし自分に意思決定能力がなくなっても、自分が語ったことや、書き残したものから自分の意思を尊重して、医療スタッフや家族が、自分にとって最善の医療を選択してくれるだろうと思えるようなケアを提供すること。(国立長寿医療研究センター ホームページ)

定プロセスを重視し、「終活」ではなく「老活」という概念を提示した点は独創的であり新規性がある。しかし、成果として示された「心積りノート」の内容は、新しい知見や方法論を提示したとまでは言えず、類似の試みに比べて独創性が明確でない。また、心積りゲームは新規性や独創性があるが、ゲームとノートとの関連性や相乗効果に関する説明はない。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、部分的に適切であったと評価する。

研究代表者が率いるグループが全体のマネジメントを行い、各課題に対応させてグループを設けている仕組みは妥当であるが、本人・家族・地域を取り巻く制度や社会状況の構造的な要因、老いの進行過程に関与する種々の出来事などに関して分析するチームも必要であったと考える。また、コミュニティ活動実施グループが自律的かつ積極的な参画が見られない点や、試行版のパブリックコメントに基づいてノートの改善が十分に行われた様子がみられない点から、研究開発全体のPDCAが不十分だったと推察する。ナラティブホームを含めた現場の声や高齢期の人々からの反応をフィードバックして、より使い勝手のよいノートにするといった取り組みに至らなかったことは残念である。

領域に対しては、成本プロジェクト⁵との連携が図られ、相互の情報交換、研究の質の向上に貢献したと判断される。「みんラボ」⁶との連携で「心積りゲーム」の試作品への協力を得たことは良い成果である。しかしノートの内容の修正や使い方にまで波及する連携は見られなかった。

2-1-2-5. 副次的貢献

「みんラボ」における「心積りゲーム」への発展はユニークである。「心積りノート」は本人が自らの心積りを記入することを前提に考案されたのに対し、「心積りゲーム」は、皆で他人の人生を考える「きっかけ」を提供し、ゲームで遊ぶ人にとっても良い学びの場になると推測される。

2-1-2-6. 費用対効果

意識調査の報告書や「心積りノート」がどれくらい製本・配布され、どのように活用されたかが不明であり、今後の活用や展開に関する説明も不十分である。また、若手研究者や地域・コミュニティの人材育成に対しても言及がないが、予算規模はそもそも小さく、費用の大半は調査員雇用、ゲーム開発、ノート制作に費やしており、種々の調査を実施したことも勘案すると研究費の規模は妥当と認める。

⁴ 事前指示書 (アドバンス・ディレクティブ) : ある人が医療についての決断を下すことができなくなった場合に、医療についてのその人の希望を伝達するための文書。(メルクマニユアル医学百科 家庭版 ホームページ)

⁵ 研究開発プロジェクト「認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発」(研究代表者 成本迅)

⁶ 研究開発プロジェクト「高齢者による使いやすさ検証実践センターの開発」(研究代表者 原田悦子) から参加したグループの名称。

2-1-2-7. 特記事項

終末期の医療問題は、制度化や文化として浸透させるのか否か、社会的合意の問題として議論する必要があるのではないかと考える。「心積りノート」が社会で受け入れられるには医療・介護従事者の意見や、高齢者への適応事例を重ね、内容を深化させ、より使い勝手のよいノートにしていくことが重要である。特に「(治療の) 不実施を推奨」ということについては、医学の専門家からの適切な助言が必須と考える。また、実際に活用して、本人・家族の意思決定や医療関係者の選択肢にどのような変化を与えるのかの検証も必要である。今後は、高齢者用と相談員用のツールに分化することや、単身高齢者用ノートの開発も必要となると思われる。これらの課題が解決されれば、様々な場で老後の生き方を考える際のコミュニケーションツールとなり、満足な人生を過ごすための心の平穏をもたらす可能性があると思われる。

2-2. 「認知症高齢者の医療選択をサポートするシステムの開発」 (カテゴリー I)

研究代表者：成木 迅（京都府立医科大学 大学院医学研究科 精神機能病態学 准教授）

2-2-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、一定の成果が得られたと評価する。

認知症高齢者の増加が予測されている今日、判断能力が低下した認知症高齢者であっても自分の希望に沿った治療が受けられるよう意思決定を支援することは、今後ますます重要になってくる。本プロジェクトは、認知症高齢者自身の意思を尊重した医療の選択という重要なテーマに取り組み、①医療従事者、介護福祉関係者が医療同意能力を適切に評価できる「同意能力判定ツール」の開発、②本人の意思決定をサポートするための「意思決定プロセスモデル」の開発を行った。今後の高齢社会の要請に合致したテーマであり、貢献度は大きいと思われる。プロジェクトが開発した、同意能力判定ツールは、従来は困難と思われていた認知症患者の権利擁護と意思尊重の観点から有意義である。認知症の人と家族、在宅支援チーム（介護支援専門員、訪問看護師等）、医療従事者、それぞれに向けたガイドは、認知症高齢者の医療同意に関わる社会的合意の形成に資するものと思われ、これらのガイドを用いることにより、コミュニティ全体で認知症の人の意思決定支援が行われるようになることが期待される。なお、患者本人に同意能力がない場合に医療における代理権をどう考えるかについては、司法と医療の連携を踏まえた議論が必要となるが、この点を想定した研究開発体制を構築していた点も優れていたと判断できる。

ただし、同意能力判定ツールによる判定方法の信頼性、妥当性については検証が十分とは言えない。3つのガイド「認知症の人と家族のための医療の受け方ガイド」、「医療従事者向け意思決定支援ガイド」、「在宅支援チームのための認知症の医療選択支援ガイド」についても有効性の十分な検証に至ったとはいえないと考える。また、今後の実践や啓発活動が効果的に行われるためには、専門職が適切な意思決定支援を行えるよう研修や制度変更の検討も必要である。

以上、積み残した課題はあるものの、認知症高齢者の権利擁護と意思尊重に寄与することが期待される成果を生み出しており、今後、適切な検証や改善を積み重ねることで、認知症対策に大きく貢献するものと期待できる。

2-2-2. 項目別評価

2-2-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは、十分適切・妥当であったと評価する。

本プロジェクトの目標は、①医療従事者、介護福祉関係者が医療同意能力を適切に評価できる「同意能力判定ツール」の開発、②本人の意思決定をサポートするための「意思決定プロセスモデル」の開発の二つである。いずれも研究開発領域の目標に合致しており明確である。また、今まで医療現場で対応が十分でなかった課題であり、高齢社会をデザインしていく上で妥当な設定である。

目標達成に向けたアプローチは、理論と実践の双方を積み重ねており適切であると判断できる。同意能力判定ツールの開発では、カルテ調査や認知症のスクリーニング検査、神経心理学的検査のレビューや患者本人への聞き取り調査など、実事例に基づいた考察が重視されており、適切なアプローチであった。「医療従事者向けの同意能力判定ガイド」は、得られた理論や知見をもとに、医療福祉関係者の声を丁寧に拾い上げ、それに基づき内容を更新したことを記録に留めるなど、ツール作成における合意形成の過程が適切であった。また、現場でより活用しやすくするために、「医療従事者向け医療選択支援ガイド」も作成している。これについても、各種の研修などを通じ、有意義なフィードバックを得てガイドに反映させている。

意思決定プロセスモデルの構築では、医療従事者からヒヤリングを行うとともに医療福祉関係者を対象にしたアンケート調査やグループインタビューなどを踏まえ、医療従事者向けだけでなく、支援チーム向けや認知症の本人と家族向けの「意思決定支援ガイド」を作成するなど、アプローチを適切に変更・修正している。

2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、十分貢献した、貢献しうると評価する。

認知症高齢者の増加に伴う大きな問題の一つが医療選択である。認知症高齢者だけでなく健常者にとっても希望に沿った治療が受けられる仕組みが整えられることは重要な課題である。

プロジェクトが開発した同意能力判定ツールは、従来は困難と思われていた認知症患者の権利擁護と意志尊重の観点から有意義である。「認知症の人と家族のための医療の受け方ガイド」、「医療従事者向け意思決定支援ガイド」、「在宅支援チームのための認知症の医療選択支援ガイド」の3つのガイドが開発されているが、医療従事者向けのガイドは、認知症の専門家でない医師にとって大変重要なツールであり、他の2つのガイドも、一般市民への広報・啓発のために大変意味がある。これらのガイドを用いることにより、コミュニティ全体で認知症の人の意思決定支援がシームレスに行われるようになることが期待される。

プロジェクトの内容は、医療福祉関係者には研修や専門誌を通じて、一般市民にはマスメディアを通じて普及啓発されている。また、成年後見センター・リーガルサポート及び日本弁護士連合会が主催するシンポジウムや研修会で医療同意問題についての情報を提供し、法制度改革の検討を要請したことも適切なアウトリーチ活動といえる。

本成果が普及すれば、医療従事者が患者の同意能力を常に意識し、患者本人の意思が尊重される可能性が高まると考えられる。長期的には、認知症や精神疾患患者であっても、医療同意が医療過程の中に当然のこととして組み込まれるようになることが期待される。

そのためにも、開発されたガイドの試用を重ねるなどして有用性を十分検証し、一層改善を進めることを期待する。なお、今回の成果は、厚生労働省が示した「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」⁷や「新オレンジプラン」⁸における意思決定支援について、実際に現場で実施する医療福祉関係者への支援ツールとして、一定程度有用であることが確認されたとみなせる。

2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

本プロジェクトは、従来は困難だと思われていた「認知症高齢者の医療選択への支援」という重要な課題を顕在化させ、科学的にアプローチした点で社会技術的な貢献は大きい。統一的なガイドラインがほとんどない状況において、同意能力判定法として世界で標準的に使用されている MacCAT-T⁹の日本版ツールを作成した点、医療同意能力に関する書籍として高く評価されている海外文献を翻訳した点、関連する学術論文を発表している点などで学術的にも技術的にも貢献がみられる。

ただし、同意能力判定ツールによる分析は、日本のデータで標準化し直す作業が実施されていないため、日本人にとって適切な評価となっているか危惧される。また、臨床で使うときには、MacCAT-T をベースに総合的に評価する方が信頼性は高いという説明があるが、これは同意能力判定ツールの信頼性を向上させるための更なる研究余地があるということではないかと思われる。更に、医療や福祉の専門職が MacCAT-T を規範として認め、共有できない限り普及は難しいが、その普及にどう取り組めるのか踏み込んだ提案がない点は残念である。

本プロジェクトは、同意能力判定を認知症の専門家以外でも簡便に実施でき、意思決定支援に役立つという点に新規性がある。また、地域と病院の連携の中で医療選択を行う重要性を医療従事者に伝えている点もこれまでにない視点である。少なくとも日本では類似の取組のない独創的で新規性の高いプロジェクトである。

2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

同意能力判定ツールを開発するグループと意思決定プロセスを検討するグループに分かれて研究開発が進められた後、検証グループを中心にガイドを現場で試行しながら、その結果を研究代表者グループが他のグループにフィードバックして改訂を進めている。また、研究代表者グループは、研修での反応や医療福祉関係者との面談等を通して多様な意見を収集し、開発グループにフィードバックするなど、全体のマネジメントを適切に行っている。研究開発目標を踏まえ、医療、法学、心理など学際的な体制を組んだ点も適切で、研

⁷ 「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」について

(厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/s0521-11.html>)

⁸ 「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」。

(厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072246.html>)

⁹ MacArthur Competence Assessment Tool Treatment : 医療同意に関わる4領域の能力を評価する半構造化面接法

究開発は概ね効率的・効果的に実施されたと評価するが、開発されたツールの評価が十分にできていない点で実施体制または管理運営に不十分な点があったと考える。

本プロジェクトは「高齢者ケアにおける意思決定を支える文化の創成」（研究代表者 清水哲郎）プロジェクトと関連する部分があり、シンポジウム等を通じた相互連携が図られた。両者の意義を尊重し、並列させることで、領域としての全体像である「元気な高齢者から心身が衰えた高齢者まで生き生きと自分らしく暮らせるコミュニティのあり方を探る」ことに貢献した。

2-2-2-5. 副次的貢献

同意能力を欠いたときに誰がサインするかが重要なのではなく、意思決定に至るプロセスや、そのプロセスを多職種が入って透明化することが重要なのだというリーガルサポートの最終報告¹⁰につながったことは有意義である。その結果として、医療行為の同意検討委員会による最終報告において意思決定支援を主軸とした提案がなされたことは重要な副次的貢献である。権利擁護に関わる問題にアプローチができたことは、リーガルの側面でのインパクトが大きい成果である。

2-2-2-6. 費用対効果

高齢患者の同意能力を判定する方法の提案は有意義である。同意能力判定ツールの妥当性の検証とカルテ調査に人的資源を投入しており、投入した費用にみあう成果があげられたと考える。また、人材育成の観点からは若手心理士のスキルアップにつながったと考えられ、今後、彼らが活動することで同意能力判定の考え方の普及につながることを期待できる。従って、費用対効果は比較的大きいと考える。

2-2-2-7. 特記事項

本プロジェクトの成果は、医療分野における課題解決に大いに貢献できる可能性があるが、そのためには、医療従事者の行動変容が必要である。行動変容には仕組みも必要であり、そのための制度設計を関係機関で協議することが望まれる。また、成年後見制度は、財産管理に関する支援だけであるため、医療同意の代理ができる制度の検討が必要と考えられる。本成果は、司法と福祉あるいは医療の間で生じている課題を解決する糸口となる成果であり、成年後見制度の見直しにも還元できると考える。

同意能力判定が、規範としてではなく、実行を伴ったものとして普及すれば、医療同意が当然のこととして行われるようになり、認知症高齢者本人も家族も、また、医療従事者も、悔いを残さない治療が可能となる。高齢社会における医療面からの貢献が大いに期待できる。

¹⁰ 「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」
(平成 26 年 5 月 15 日 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
http://www.legal-support.or.jp/act/index_pdf/index_pdf10_02.pdf)

2-3. 「健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造」 (カテゴリーⅡ)

研究代表者：伊香賀 俊治（慶應義塾大学 理工学部 教授）

2-3-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、成果は得られたが限定的であると評価する。

住宅の高断熱化や室温差の解消が健康に良いことは、寒冷地では早くから広く知られていたが、本プロジェクトの研究開発の対象となった梶原町¹¹がある四国は、一般には寒冷地とは考えられない地域で、「住まい・住環境」と健康問題との関係は、これまでほとんど理解されてこなかった。梶原町での生活実態調査、属性や病気の有無別の居間室温推移の調査等は、「住まい・住環境」と健康問題に関して市民への警告や気付きを与える意味で有意義であった。室温のコホート分析等によって冬季の室温と健康問題の関連性を、研究対象地域において改めて整理・解析されたと考える。「健康文化の里づくり推進員（健康推進員）」制度やモデル住宅等、既存の社会資源を活かしながら、宿泊体験を通じた住環境学習プログラムを構築したことも重要な成果である。梶原版「おげんき発信¹²」は、室温、血圧の自覚化を支援する手法としてトライされたが、室温、血圧の記帳がそれほど抵抗なく実施されたことは、学習による住環境意識の向上効果ともいえる。

しかし、住環境と健康に対する問題意識が前面に出すぎて、「コミュニティの創造」という点はあまり注力されなかったように思われる。また、住民が住環境と健康の関係を理解したとしても、現実的には費用などの理由から改築には至っていない。そこで開発された「健康長寿のための住まい方アドバイス BOOK（以下、住まい方ガイドブック）」により個人個人の工夫を促しているが、ガイドブックに示された「住まい方アドバイス（10の対策）」は一般的な指摘にとどまっており新規性が乏しい。結果として、「健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造」が出来たとは言いがたく、「研究成果の普及と実装可能性に関する探究」も不十分な感を否めない。学習プログラムと並行して、具体的で身近なアクション項目が当初からあれば、住環境の改善効果を含めた有意義な研究になったと思われる。

「コミュニティの創造」に踏み込むには、福祉、健康、住まいあるいはまちづくりを担う行政をもっと巻き込み連携させる必要があったと考える。今後、そのような連携が図られることにより、他地域への展開にもつながることを期待する。

¹¹ 梶原町は、愛媛県と高知県の県境に位置する典型的な中山間地域である。高齢化率が 39.5%に上るなど高齢化が先鋭的に進行しており、我が国の 40 年後（2050 年）と同等の高齢化水準にまで達している。

¹² 高齢者が自宅の電話機などから毎日の健康状態を発信する仕組み。機械音の「〇〇さん今朝のおかげんいかがですか？」という問いかけに、プッシュボタンで「1. げんき」「2. 少しげんき」「3. わるい」というように、その日の健康状態を入力する。発信がない場合にはみまもりセンターが安否を確認。既存の緊急通報システムなど違い、元気なときに高齢者自らが能動的に「今日も元気です！」と発信するため遠慮感を払拭し、自己効力感を高めることができる。

2-3-2. 項目別評価

2-3-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは、部分的に適切・妥当であったと評価する。

本プロジェクトでは、健康づくりにおいて住まいや住環境が重要な要素であることをコミュニティレベルで共有し、住まいや住環境を改善する方向で、2つの研究開発目標を設定している。一つは、「一次予防の拡充とゼロ次予防の構築」¹³であり、いま一つは、「研究成果の普及と実装可能性に関する探究」である。

研究開発テーマの「健康長寿を実現する住まいとコミュニティの創造」は、領域目標1の「フィールドにおける実践的研究を実施し、その解決に資する新しい成果（プロトタイプ）を創出する」に合致しており、2つの研究開発目標の設定も領域目標に沿っている。ただし、やや漠然としており、十分に焦点化されていないように思われる。

研究開発の中で実施された「ゼロ次予防推進に貢献する論拠獲得」、「住環境学習プログラムの確立」、「住環境学習の定着支援（教育）」については、それぞれには有意義であり適切に実施されたと考える。しかし、高断熱をはじめとする環境工学的性能についてモデル住宅で実験を行い、その重要性が理解されたとしても、改築費用や改築機会の点から実現性には乏しく、目標に対するアプローチ或いは研究開発テーマの実現へのアプローチとしては不足があったと思われる。その問題点を踏まえて、住まい方ガイドブックの作成を盛り込んだ点は良いが、「住環境の健康課題に注意喚起をしようコミュニティの創出」には依然不足であった。もう一つのアプローチである、梶原版「おげんき発信」については、この仕組みがどの程度拡大できるかが今後の課題である。

また、「住環境の健康課題に注意喚起をしようコミュニティの創出」を、他の地域にも展開可能にする仕組みづくりという点においては活動不足を認めない。

2-3-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、貢献した・貢献しうるが、限定的であると評価する。

梶原町という南方でありながら冬場の寒さが厳しい地域において、実態調査や宿泊体験プログラムが実施されたことは、住環境に関心を持つことが健康長寿のための“ゼロ次予防”として重要であると住民が認識する点において一定の貢献はあったと考える。建築業界では家屋の改築に伴う身体的な効果を強調し、住宅改築を促進する取り組みはすでに活発に行われているが、住環境の改善による身体的な効果を評価し、住民と共有する試みは今までに無いことから、本プロジェクトは一定の評価に値する。また、「健康文化の里づくり推進員（健康推進員）」制度やモデル住宅等、既存の社会資源を活かしながら、宿泊体験を通じた住環境学習プログラムを構築したことも重要な成果である。

しかし、住環境の重要性は認識レベルにとどまり、住環境の改善などの行動レベルの変

¹³ 個人レベルでの健康被害の予防を「一次予防」、住まいとコミュニティの改善による温熱環境改善を中心とした健康被害の予防を「ゼロ次予防」としている。

化を起こすには至っていない。日本では高齢者の持家率は 80%を超え、住宅を個人資産とみなす認識観があるなかで、住環境に介入することの難しさが改めて理解された。そこで、住まい方ガイドブックの開発が行われたが、そこに示された「住まい方アドバイス（10 の対策）」は一般的な指摘にとどまっており、ガイドブックの開発が研究期間の終盤であったため、その有効性の検証にも至っていない。また、本プロジェクトの目指す「コミュニティの創造」については、仲間と一緒にやれば、室温・血圧記録帳に記入していく励みになるという意味のように思われるが、これでは「コミュニティの創造」というには物足りない。住宅の断熱改善は普及が難しいことは当初から認識されていたので、早い段階から住まい方ガイドブックなどを利用しながら、手軽に身の回りで改善できる提案を掘り下げていく方が、現実的な住環境の改善につながったと思われる。

多摩市、吹田市、山梨市のデイケア利用者、新居浜市、上野原市の一般市民に対し、梶原町での知見の報告と問題意識の共有のための勉強会を開いているが、「断熱のいい住宅があまり普及していない地域」に対する系統だったアウトリーチには至っていない。³⁷ 都道府県の地域協議会会員、建築専門家との問題意識共有に向けたシンポジウムにより、住環境と健康に関する問題意識を醸成するとともに、国土交通省のスマートウェルネス住宅等推進調査事業¹⁴への発展が図れたことは評価したい。

2-3-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

プロジェクトが調査を行って得たデータ等を使い、室温の コホート分析等によって冬季の室温と健康問題の関連性を、研究対象地域において改めて整理・解析したことは一定の意義を認める。その中で「0 時の平均室温が 18 度に満たない住宅の居住者は、満たす住宅の居住者に比べて約 9 倍の高血圧発症リスクを有する」こと等を示した。ただし、寒冷環境と脳卒中の死亡率の関連は、35 年以上前に東北大学の吉野先生らが提示されており、エビデンスとしては既に確立されている事象と理解されている。

対象フィールドに健康づくりの面からも知られている梶原町¹⁵を設定できたこと、健康推進員を対象に住環境についてアクションリサーチを行えたことは新規性・独創性がある。日本建築学会環境系論文集に査読付き論文も提出されており、学術的にも貢献できた面がある。今後は福祉系の学会に投稿する等して学際的な成果を目指して欲しい。

2-3-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

研究代表者グループ・公衆衛生研究グループと自治体関係者による実施体制、見守りシステム研究グループと自治体関係者・社会福祉協議会等との連携体制は概ね適切に構築さ

¹⁴ 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備、高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組みを支援する事業。

¹⁵ 健康の里づくり推進員制度を核に、保健・医療・介護・福祉を統合した地域包括ケアシステムにいち早く取り組んでいる。特定検診の受診率は 76.1% (2010 年度) で、高知県 1 位、全国 2 位の水準となっている。

れたと思われる。しかしながら、「コミュニティの創造」という観点で連携できていたかどうかはやや疑問である。或いはコミュニティの専門家が不足していたのではないかと考える。また、住まい方ガイドブックの追加時期も遅く、有効性の確認に至らなかったことから、PDCAが適時・適切に行われたとはいえない。

他プロジェクトとの連携に関しては、小川晃子教授が参画し、梶原版「おげんき発信」として、室温、血圧の記帳が導入された。これは、「おげんき発信」を、住環境への気づきの面から発展させたものであり、研究開発領域の深化に貢献したといえる。

2-3-2-5. 副次的貢献

神奈川県横浜市にオープンする「スマートウェルネス体感パビリオン¹⁶」には、梶原町での知見が多く活かされ、非断熱住宅と断熱住宅の比較体験ができる宿泊体験プログラムが提供されるとのことである。梶原町の特殊な環境下での「宿泊体験プログラム」による断熱効果の体験が都市部で実現されることは、副次的効果として評価できる。

2-3-2-6. 費用対効果

若手研究者の育成や就職時の評価、梶原町民の非常勤職員としての採用という面では貢献した。また、自治体固有の施策として、自治体職員が引き続き住環境改善の担い手として活躍するなど、プロジェクトの自治体施策への落とし込みという点では成果があった。

2-3-2-7. 特記事項

住環境と健康問題の関連については、公的な啓発活動に加え、建築専門家や工務店等による「断熱リフォーム」の啓発が重要である。また、保健、住宅、福祉の各部局が連携したコミュニティ作りの検討が望まれる。政策としては、冬季に高齢者に暖かい集合住宅を提供する、地域暖房を行うなど、実質的に循環器疾患のリスクを低減する施策の検討が望まれる。また、旧学校校舎等の既存建造物を活用するCCRC¹⁷のようなリノベーション物件は、温熱環境が不安定になりやすく、健康被害のリスクも考えられるため、本研究開発の成果を活かした指針を策定することを期待する。

¹⁶ 「見て・触れて・感じて・知る」をコンセプトに、健康寿命を延ばし、環境にも優しい「スマートウェルネス住宅」の仕組みについて、5つの要素を中心に実体験を通じて楽しく学べる施設。(横浜市鶴見区)

¹⁷ 米国で発展した「Continuing Care Retirement Community」の略称。高齢者が健康時から介護時まで、移転することなく継続的なケアが保証されるコミュニティを意味する。

2-4. 「広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成」(カテゴリーⅡ)

研究代表者：佐藤 滋（早稲田大学理工学術院／総合研究機構 都市・地域研究所 教授／所長）

2-4-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、十分な成果が得られたと評価する。

本プロジェクトは、大規模災害によって生じた長期にわたる広域的分散避難に伴う生活問題を解決するために、町外コミュニティの形成という新規的、独創的な発想で計画論的研究に基づいて進められた大規模プロジェクトであり、高齢社会における災害復興への有効な対応策の一つを提示した。東日本大震災後の福島県で、県内外に分散避難を余儀なくされた浪江町の住民を対象に、コミュニティを維持し、自立した町を復興する方法の創出を目指して研究開発が行われた。

本プロジェクトで、町外コミュニティ（町外の避難先居住拠点）と点在する公共施設などを連携する状況を「ネットワーク・コミュニティ」と位置づけ、その「ネットワーク・コミュニティ」によるコミュニティの再建という目標像を掲げて、活力ある高齢者の生活基盤を回復することを実装研究として取り組んだことは、将来の高齢者コミュニティにおける生活支援を想定した研究開発として有意義である。震災後の様々な制約がある中で、浪江町住民で構成された自治会・NPO法人・一般社団法人等と「一般社団法人・浪江復興まちづくり協議会」を構築して推進したことも情勢変化に適切に対応した活動である。また、コミュニティ主体の移動支援システムを核にした「包括的生活サポートシステム」や、シミュレーションとゲーミングを組み合わせた参加型ワークショップにより具体的な空間像をデザインする手法は、高齢社会の課題解決に有効である。住民当事者を中心に様々なステークホルダー同士の関係を構築し、なおかつ住民のエンパワメントを意図しながら自立を促す仕組みは秀逸であった。研究者グループがコミュニティに深く入り込み、住民との意思疎通を図りながら、相互のフィードバックを緊密に行った結果と評価する。ただし、目標の一つとして掲げられた「総合的な評価システム」の開発とそれによる評価が適切かつ十分に行われていない点は課題として残る。

本プロジェクトは「広域避難者による多居住・分散型ネットワーク・コミュニティの形成」についての直接の成果もあるが、災害後の想定外の変化に対応することの難しさが浮き彫りになった点も貴重であり、それら一連のプロセスを映像アーカイブを含めデータベース化したことも、今後のまちづくりにおける知見として有益である。更に、災害復興の場合だけではなく、集落再編等を進める場合にも、小規模集落間の連係を図ることによって孤立集落を生じさせることなく漸次的に編成を進める方法を示し得たといえる。今後、研究成果の発信として、まちづくりアクションリサーチのガイド等をまちづくりの専門家以外の、例えば医療・福祉の専門家向けにまとめることなどを期待する。

2-4-2. 項目別評価

2-4-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは、十分適切・妥当であったと評価する。

全町避難が強いられ、二本松市や福島市に分散を余儀なくされた浪江町住民を対象に、「ネットワーク・コミュニティ」によるコミュニティの再建という目標像を掲げ、実装研究として活力ある高齢者の生活基盤を回復することに取り組んだことは、高齢者コミュニティの生活支援を想定した研究開発であり、領域にとって有意義な目標設定である。避難地域を核とした居住拠点を「町外コミュニティ」と位置づけ、複数の「町外コミュニティ」の連携によって高齢者の避難生活を支えるという発想に基づく具体的な3つの目標設定¹⁸は明確であり、妥当である。そこで暮らす人々のコミュニティとしてのまとまりを形成、維持しつつ自立を促し、その成果を広くアウトリーチして他地域での展開に寄与することは研究開発領域の目標に合致している。

研究代表者が所属する大学院研究室の長期的で継続的な関与の仕方、住民をエンパワメントする基本方針、専門が異なる複数の研究者との協働、浪江町住民で構成された自治会・NPO法人・一般社団法人によるプラットフォーム体制など、本プロジェクトのアプローチは秀逸である。また、「新ぐるりんこ」¹⁹を核に、福祉・介護・情報交流などの関係者と協働できる実施体制を組み、「包括的生活サポートシステム」の実装化にアプローチする中で、避難住民の人口移動に伴う対象エリアの変更、移動システムの社会実験の拡大、移動システムへの「おげんき発信」²⁰機能の追加など、情勢変化に応じてアプローチを適切に修正している。このように、研究者グループがコミュニティに深く入り込み、住民との意思疎通を図りながら、相互のフィードバックを緊密に行ったことは特筆すべき点である。

2-4-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、十分貢献した、貢献しうると評価する。

本プロジェクトは、「自立支援」という原則の下、受け入れ自治体・地域社会と協働で進めるというまちづくりの考え方を貫きながら、広域的、長期的な避難対策を提示した点で社会的な貢献が大きいと考える。今まで十分に組み込まれていなかった「被災コミュニテ

¹⁸ 1) ネットワーク・コミュニティを構成する「町外コミュニティ」の空間像、生活像を、ワークショップなどにより協働でデザインし、象徴的なプロジェクトに着手できるようにする。

2) ネットワーク・コミュニティを支える円滑な移動手段、介護・福祉・教育支援、分散居住する高齢者の情報交流等を担う「包括的生活サポートシステム」を開発し、社会実験に取り組む。合わせて、これらの人的ハブとなるコミュニティリーダーを中心とした地域包括情報システムの社会実験を進める。

3) ネットワーク・コミュニティに関する科学的な評価尺度を検討し、総合的な評価システムを、継続的なインタビュー調査等を進めつつ、開発する。

¹⁹ 浪江町で運行されていた「ぐるりんこ」をベースにした、コミュニティ主体の移動支援システム。

²⁰ 高齢者が自宅の電話機などから毎日の健康状態を発信する仕組み。機械音の「〇〇さん今朝のおかげんいかがですか？」という問いかけに、プッシュボタンで「1. げんき」「2. 少しげんき」「3. わるい」というように、その日の健康状態を入力する。発信がない場合にはみまもりセンターが安否を確認。既存の緊急通報システムなどと違い、元気なときに高齢者自らが能動的に「今日も元気です！」と発信するため遠慮感を払拭し、自己効力感を高めることができる。

いの再構築」という大きな課題に対する解決の糸口となる成果が得られた。その成果は、コミュニティ形成支援活動に関わる専門家にとって、大変参考となる技術的示唆である。

広域避難状況下で、新たなコミュニティを被災高齢者と協働でデザインし、それを支える「包括的生活サポートシステム」を開発したことは、浪江町に具体的に寄与したのみならず、将来の高齢社会の課題解決策に貢献しうる成果である。また、シミュレーションとゲーミングを組み合わせた参加型ワークショップにより具体的な空間像をデザインする手法は、避難地での拠点型町外コミュニティ再建モデルとして有意義である。実際、二本松市石倉地区などでは、町外コミュニティの具体化・事業化に動き出している。「新ぐるりんこ」は分散型ネットワーク・コミュニティにおける移動手段としての貢献はもとより、同時に、そのシステムをコミュニティが自ら運営し、支え合う仕組みとして構築できることや、移動支援の構築が高齢者の交流促進と活性化につながり、コミュニティ全体に大きな効果があることを示したことも有意義である。なお、コミュニティの変化の測定、他地域に展開するための一般化方法、医療・福祉系サービスとの連携について触れられていないのは残念である。

NPO 法人「福島連携復興センター」との共催シンポジウムにおいて、県内で活動する支援組織や専門家、自治体職員と情報交換を行い、そこで「協働復興まちづくり」として、町外コミュニティの様々なモデルを開発して提示した。このアウトリーチにより、他の被災自治体等へも多大な影響与えたと思われる。また、一連のプロセスが映像アーカイブを含めてデータベース化され、ドキュメンタリー映像としてシンポジウムで公開されたり、YouTube や DVD で情報提供されたことは、有意義なアウトリーチ活動であった。

プロジェクトの成果は、災害時の広域分散避難に関わる対策や被災状況での高齢者への支援の在り方に役立つと考えられるが、それだけでなく、集落再編等を進める場合に、小集落間の関係を図ることによって孤立集落を生じさせることなく漸次的に進めることが可能であることを示唆する成果でもある。また、「包括的生活サポートシステム」は、移動支援、見守り、外出促進、情報交流など多面的な生活サポートを包括するシステムとして多様な展開が考えられる。

2-4-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

本プロジェクトは、従来の支援の枠組みを大きく超えた大変意欲的なプロジェクトであり社会的貢献は極めて大きい。一方、学術的な手法で開発されたかについては疑問が残る。科学的な評価のための「総合評価システム」は十分機能していない。「移住」を伴う高齢者コミュニティの創造プロセスとして、この条件が即、CCRC²¹の事例に適応できるとは思えない。医療・福祉に関する提携や連携にあまり触れられていない点も課題である。

しかしながら、プロセスを「まちづくりアクションリサーチ」として可視化し、科学的で説得力のある方法論を提示したことは高く評価したい。建築をベースにした都市空間設計

²¹ 米国で発展した「Continuing Care Retirement Community」の略称。高齢者が健康時から介護時まで、移転することなく継続的なケアが保証されるコミュニティを意味する。

は仮説検証型でない事例が多いこともあり、地域・都市計画論の領域に高齢社会における新たなモデルを提供したと言える。日本建築学会やまちづくり関係専門誌に発表されたこと、多くの招待講演が行われたことは学術的な貢献である。今後は、福祉系の学会など学際的な成果発信を期待する。また、得られた成果は研究論文になりにくいものであるが、貴重な結果は研究論文として公表すべきであり、学術的な貢献にはさらに期待したい。

町外コミュニティという、避難もと自治体の権限が及ばないところでのコミュニティ再建を、NPO 法人や民間企業等が中心となって進めるスキームは、類例のない新規的、独創的な試みである。また、「新ぐるりんこ」を、高齢者コミュニティ自らが運営するシステムとして模索したことや、高齢者見守りシステムと一体化したことにより、地域で高齢者が支え合う包括的な仕組みとしたことには新規性がある。

2-4-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

本プロジェクトは、住民当事者が専門家や行政の支援を受けながら、PDCA サイクルを主体的に推し進めることで、継続的な成果を積み重ねる方法を意識して推進されている。また、大学研究機関、中間支援的 NPO 法人、福祉系 NPO 法人、自治会、民間企業、行政など多様な実践主体が協働しているが、それらの調整を研究グループが適切に行っている。これらの点から、プロジェクト運営は、概ね効率的、効果的であったと考える。ただし、目標の一つとして掲げられた「総合的な評価システム」の開発とそれによる評価が適切かつ十分に行われていない点で、そのための実施体制或いは運営には課題があったと考える。

領域への貢献という点では、小川プロジェクト（研究代表者 小川晃子、岩手県立大学教授、H22～25）の高齢者の見守り支援機能「おげんき発信」を「包括的生活サポートシステム」に組み込み、広域分散避難という町外高齢者コミュニティの支援に活かしたことで、総合的な高齢者の生活支援体制の構築ができ、領域活動への貢献となった。

2-4-2-5. 副次的貢献

災害コミュニティ再構築のプロジェクトが採択されたことによって、本研究領域が重要であるという認識が若手研究者を含めて多くの関係者に共有されたことは、大きな副次的貢献であると考えられる。また、本プロジェクトの内容が、シンポジウムや国際会議等で発表されたこと、行政や専門家との情報共有や都市計画に関する交流が続けられるようになったこと、海外でもシンポジウムが開催される予定であることなども副次的貢献として意義がある。

2-4-2-6. 費用対効果

原子力発電所の事故による混沌とした中で、具体的なコミュニティ像を事業実施に繋げるレベルまで練り上げたことや、研究代表者が所属する大学院研究室の長期的で継続的な関与に触発されて多くの専門家や実務家が参画する仕組みが構築されている点で、費用対効果は大きかったと判断する。ただし、人材育成や若手の登用等の言及がなかったことが惜まれる。

2-4-2-7. 特記事項

コミュニティ全体で包括的に生活を支え合うような取り組みは、高齢社会における種々の課題の能動的な解決策につながる可能性が高く、職の創造や就業支援、健康維持など、他の技術を包括した支援システムとして運用することが望まれる。また、福祉分野とまちづくり分野の連携は高齢社会における重要課題の一つであり、本研究の成果が双方の関係者で共有される仕組みも望まれる。本プロジェクトには継続した取り組みを強く期待したい。そのための財政的支援や、総合的、科学的な評価ができる体制支援も期待する。

本プロジェクトは、大規模災害で広域分散避難が必要になったときの行政の対応に関わる課題も浮かび上がらせた。プロジェクトの知見を踏まえ、高齢者の支え合う仕組みを支援する自治体の枠組みづくりや、行政サービス、住民税の扱いなどに関して自治体間で連携するための制度面の整備が進むことを期待する。

2-5. 「認知症予防のためのコミュニティの創出と効果検証」 (カテゴリーⅡ)

研究代表者：島田 裕之（国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学センター予防老年学研究部 部長）

2-5-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、一定の成果が得られたと評価する。

認知症予防については多くの機関が取り組んでいるが、具体的な成果を出せていないのが現状であり、アルツハイマー型認知症が予防できるのか否かに関しては今日なお手探り状態である。根治療法が確立されていない認知症に対しては、予防もしくは発症遅延のための取組が重要な役割を担う中、「認知症予防の取り組みを行うコミュニティを創出」をプロジェクトの主たる目標にしたことは極めて有意義かつ期待される研究開発である。また、認知症予防と高齢者間の社会的ネットワークを結び付けた発想は独創的で優れている。

認知症予防の対象者を判別する手法を「高齢者機能健診」として実施したことは、他地域へ展開可能な成果である。多くの項目について調査が系統的に実施されており、類似の調査研究や実践活動を実施している大学や自治体等にとって今後の参考になるという点でも貢献は大きい。認知症予防スタッフ養成は、コミュニティの人的資源を活用するシステムとして創りあげられており、その仕組みやノウハウは他地域における人材育成に貢献しようと同時に、認知症予防スタッフ自身の学習プログラムとしても有効と思われる。認知症予防プログラムも今後の認知機能の低下の改善に寄与することが期待されるものであり、全国展開に向けて十分な貢献が期待できる。

しかし、認知症予防プログラムの期間は効果判定をするには短すぎたのではないかとと思われる。検証に関しても、有意差の出た項目だけを取り上げて介入効果があったと結論付けるのではなく、有意差が出なかった項目の解釈まで含めて総合的に判断することが必要であり、有意差の出た項目に関しても、どれほどの介入効果があるのかを検討する必要があると考える。また、認知症予防スタッフに事業終了後どのように活躍してもらい、継続的な「認知症予防の取り組みを行うコミュニティを創出」するかという観点も不足と言わざるを得ない。研究開発期間を考えると、「認知症予防の取り組みを行うコミュニティを創出」するノウハウとその評価に焦点を当てたほうが良かったのではないと思われる。

以上のように積み残された課題はあるものの、本プロジェクトは、種々工夫を重ねた挑戦的な試みであり、将来の展開可能性や新たな知見などの状況を総合的に見ると、相応の成果が得られたと判断できる。こうした試みが各地で長期にわたって継続されることを期待する。

2-5-2. 項目別評価

2-5-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは、適切・妥当であったと評価する。

認知症に対する根治療法がない中で、「認知症予防の取り組みを行うコミュニティを創出」を主たる目標にしており、目標設定は、「高齢社会に関わる問題の解決に資する新しい成果創出やコミュニティの現状を科学的に評価する指標の創出」などを掲げる領域目標に合致しており、極めて有意義である。更に、「認知機能が低下した高齢者のスクリーニングを実施すること」、「効果的なプログラムを開発して高齢者が活動を継続できる環境を創出すること」を具体的に掲げており、目標設定は明確である。

アプローチとして、「高齢者機能健診」、「認知症予防スタッフ養成」、「認知症予防プログラムの実施と効果検証」を行っているが、それぞれ、「健康における意識向上と認知機能低下者のスクリーニング」、「認知症予防のために活動できる人的資源の発掘」、「要介護認定や認知症発症の減少」を狙いにしており、適切なアプローチである。また、認知症予防と高齢者間の社会的ネットワークを結び付けたアプローチの発想は優れている。

ただし、認知症予防プログラムの実施期間を10か月もしくは3か月としているが、効果判定をする期間として不適切ではないかと思われる。また、このような大掛かりな市場介入実験そのものが厳密なランダム化比較試験手法になりえるのかということにはやや疑問が残る。認知症予防や認知機能改善の効果が短期間では検証できないことを考えると、本プロジェクトは、認知症予防スタッフやコミュニティを巻き込んだ予防のためのコミュニティを創出するノウハウとその評価に焦点を当てるべきではなかったかと考えられ、今後期待する。

2-5-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、十分貢献したと評価する。

認知症予防の対象者を判別する手法を「高齢者機能健診」として実施し、20%を超える参加率でスクリーニングできたことは、他地域への展開が可能と思われる成果である。また、認知症予防スタッフ養成は、コミュニティの人的資源を認知症予防スタッフとして養成するための教育及び認定の仕組みがシステムとして創りあげられ、多数のスタッフの応募とその継続性が認められた。この仕組みやノウハウは他地域での人材育成に貢献しうると同時に、認知症予防スタッフ自身の学習プログラムとしても有効と思われる。認知症予防プログラムも今後の認知機能の低下の改善に寄与することが期待されるものであり、全国展開に向けて十分な貢献が期待できる。ただ、参加率の高さの秘訣があまり明確でないのは残念である。

本プロジェクトは学ぶべき工夫や取り組みが多数あり、それらを伝えるためにメディアを含め精力的に活動している。高齢者機能健診の認知度を高めて受診者を増やすという目的で、認知症予防に関する講演会、メディアを通じた情報発信、健診対象者全員へのダイレクトメールなど、効果的なアウトリーチが行われている。また、行政関係者との定期的

な打ち合わせをするなど、P D C Aサイクルを絶えず回していたことも良い点である。

プロジェクト成果は、全国展開が可能な平易性も備えており、今後、介護保険の新しい介護予防日常生活支援総合事業として全国展開される可能性もある。その展開に向け、実施者がつまずきそうな点やプログラム参加者への接し方、実施費用の見積もり方等についても整理をして欲しい。併せて、認知症予防プログラムへの出席率の高さをもたらした秘訣や、認知症スタッフがどのようなインセンティブで集まり、継続したのかも整理されることを期待する。また、成果が広がれば、フィットネスクラブなど民間の地域資源の積極的活用も期待できる。今後、確実なエビデンスを積み重ねることにより、本プロジェクトのような試みが健康診査と併せて全ての地域で行われるようになることを期待する。

2-5-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した・貢献しうると評価する。

認知症予防の効果検証プログラムとしてデザインされたアルゴリズムで、約 100 程度の項目がドメイン毎に網羅的に評価されているという点で優れた研究手法と評価できる。多くの項目について調査が系統的に実施されており、類似の調査研究や実践活動を実施している大学や自治体等にとって今後の参考になるという点で貢献は大きい。また、学術論文も多数発表しており、多くの項目で科学的根拠を示し、貴重なエビデンスを提供している。しかし、認知症予防に有意と判定された項目の影響度合の分析や有意差のない項目も含めた総合的な評価に関しては不十分と言わざるを得ない。

本プロジェクトは、行政事業としての実装を目指す点で類似の取り組みと比較して価値が高く、また、その目標達成のためのプログラムが、認知症の危険性をスクリーニングするシステム（高齢者機能健診）、認知症予防スタッフの養成、認知症予防プログラムと、3段階に論理的、階層的に企画されており、これを遂行して科学的根拠に必要なデータを収集し分析している点に新規性と独創性がある。加えて、認知症予防プログラムに小グループ活動を組み込むことで脱落者を防止するという仕組みも独創性がある。

2-5-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

認知症予防プログラムの効果検証グループと認知症予防スタッフ養成グループの 2 グループが中心であり、両者とも国立長寿医療研究センターの研究者が中核的な役割を果たしているため、十分なコミュニケーションがとられている。プロジェクトの管理運営も、P D C Aサイクルを適切に回しており、研究開発を効果・効率的に行ったと判断できる。

しかし、認知症予防スタッフに事業終了後どのように活躍してもらい、継続的な「認知症予防の取り組みを行うコミュニティを創出」するかという観点で、十分な検討と管理運営がされていなかったと評価せざるを得ない。

領域への貢献という点では、高齢社会における最大の課題である認知症予防の分野において先頭を走る研究プロジェクトとして、領域の研究開発に対して多くの知見を提供し大いに貢献した。データを用いた事業効果の説明の重要性を説いたことも意義があった。一方、科学的根拠の構築に傾倒しすぎていた点を理解して軌道修正を図った点は本プロジェ

クトに良い効果をもたらした。

2-5-2-5. 副次的貢献

認定制度に伴う学習プログラムの実施によって、認知症予防スタッフの直接的な活動に対する効果とは別に、自己成長や自尊心といった肯定的な感情の向上が認められ、継続的な活動参加にはこのような動機付けが重要であることが示唆されている。また、認知症予防について自分の理解が進むことにより、地域での認知症予防の全体的な理解や取り組みなどが増えたと感じているようであり、副次的な効果とみなせる。

2-5-2-6. 費用対効果

養成された認知症予防スタッフが、高齢者機能健診と認知症予防プログラムの運営に参加することにより、認知機能が低下した高齢者との共助関係を創出し、継続的な認知症予防活動を展開できるコミュニティの形成を目指したことは、他地域の展開の可能性が大きい。また、高齢者機能健診は認知症リスクの早期発見のための検診システムに発展できる可能性があり、総合的には費用対効果は大きいと評価する。

2-5-2-7. 特記事項

認知症予防プログラムに関しては、実施期間や検証手法の妥当性の観点から、引き続き研究開発が必要であるが、本プロジェクトは、認知症予防の糸口を明らかにできる可能性がある点で将来の貢献が大いに期待できる。地域での取り組みによって予防が可能なが明らかになれば高齢社会にとって朗報である。

今後は、「高齢者機能健診」システムが健康診査に取り入れられることや、介護保険における新しい介護予防・日常生活支援総合事業として検討されることを期待したい。また、効果的な認知症予防プログラムが開発されれば、「高齢者機能健診」と連動した形で行政事業として実施されるよう検討を深めていただきたい。さらに、他地域で実施する場合の留意点や各プログラムの実施費用の算出方法などを取りまとめることで地域展開を推進して欲しい。

2-6. 「2030年代をみすえた機能統合型コミュニティ形成技術」 (カテゴリーⅡ)

研究代表者：小川 全夫（特定非営利活動法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター 理事長）

2-6-1. 総合評価

研究開発目標の達成状況、社会的貢献の状況及び将来展開の可能性、研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況を総合的に見て、成果は得られたが限定的であると評価する。

本プロジェクトは、福岡市内の3つの生活圏域（人口約1万人）をフィールドに、「地域コーディネーター」という人的支援による住民参加のサポート技法と、その活動と行政や事業者とを結ぶ「中間支援機能」による協働のサポート技法を用いながら地域課題の解決を図りつつ、そこから得られた知見をもとに住民参加のサポート技法を整理し、他地域に展開可能な成果としてとりまとめることを目標に実践研究を行った。

本プロジェクトの鍵は「地域コーディネーター」と「中間支援機能」である。この2つの役割の創出をしている点では新たな知見といえる。その支援技法を「コミュニティのみえる化手法」と「協働による事業立案手法」としてまとめることで、技術の汎用化、他地域への展開の可能性を広げようとしたアプローチは適切と考える。また、これまでの同様な書籍と比べて、キーワードの選び方、軸の整理の仕方、ロードマップ（工程）の示し方などが論理的にまとめられている点も良い点である。

しかし、作成された「おたがいさまコミュニティ地域コーディネーター手引き」はその有効性が十分に検討されていない。行政の役割や行政との連携についての記述がなく、地域コーディネーターと社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとの違いも明確でない。また、地域コーディネーターの資質要件や育成方法、中間支援機能の要件とそれを担える組織の条件が十分提示されておらず、従って、本プロジェクトのメンバーの関与がなくなった時に、どのような主体がその代替機能を果たすのかが分からない。この点で継続性に危惧が残る。更に、重要な成果物の1つである「協働による事業立案手法」の冊子が評価時点までに提示されなかったことは極めて残念である。

なお、「2030年代をみすえた」とプロジェクト名には唱っているが、中・長期的な地域づくりを構想する際には、地域の詳細な分析を踏まえて、シナリオ分析とそれに基づいたシミュレーション分析を行うことが不可欠と考える。そうした観点がこのプロジェクトに組み入れられていなかったことから、取り組まれた内容が短期的な地域づくりにとどまっている可能性も懸念する。

2-6-2. 項目別評価

2-6-2-1. 目標設定の状況

研究開発領域の目標に対して、本プロジェクトの目標設定と、その目標の達成に向けたアプローチは、適切・妥当であったと評価する。

急速な高齢化は、農村部のみならず都市部においても顕著であり、地域社会が一体感を持った形で地域課題に対応できなくなっているという現状認識のもと、「コミュニティ形成のサポート技法」および「コミュニティ支援ネットワーク体制」の構築という目標を掲げた点で研究開発領域目標に合致している。コミュニティの諸課題に関わる研究者、行政、事業者、住民ら各ステークホルダーが、それぞれの機能を統合して課題を処理できる仕組みを形成する技術開発を目的に、「地域コーディネーター」という人的支援による住民参加のサポート技法と、その活動と行政や事業者とを結ぶ「中間支援機能」による協働のサポート技法を、実践的研究により明らかにするというプロジェクトの目標設定は明確であったと考える。

コミュニティにおける住民参加の状態を5段階（多元的無知、気づき、住民参加、参加拡大、おたがいさまコミュニティ）に設定し、対象3地域における地域診断を行った後、研究費で雇用配置した地域コーディネーターと、それを支援する中間支援機能（プロジェクトのメンバーが担当）が、多様な実践主体の参加を促しながら地域の課題解決を行っている。地域づくりにおける教科書的なアプローチであり、適切であったと判断できる。

しかし、地域が「どの段階」（例えば、「多元的無知の段階」）にあるかの評価方法が明確に示されておらず、また、その地域に解決すべきどのような問題があり、現状のままだと将来どのような地域になると予測されるのかは詳細に分析されていない。2030年に至るまでのシナリオ分析があれば、構想されている「おたがいさまコミュニティ」の2030年問題に向けた有用性が明確にできたのではないかと考える。そのようなアプローチが不足した点が残念である。

2-6-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

得られた成果は、本プロジェクトが想定した高齢社会に関わる問題の解決のために、貢献した・貢献しうるが、限定的であると評価する。

「超高齢社会を迎え、行政に何でもやってもらう時代ではない」という認識のもと、将来想定される社会問題の解決に向けてコミュニティのあり方を提言した点で貢献があると考える。「地域コーディネーター」と「中間支援機能」という2つの役割を創出した点では新たな知見といえる。その支援技法である「コミュニティのみえる化手法」は、これまでの同様な書籍と比べて、キーワードの選び方、軸の整理の仕方、ロードマップ（行程）の示し方などが論理的にまとめられている点で評価できる。また、分野横断的に部局の課長級で構成される会議を行政との協働で開催し、施策検討を行ったことは、将来の地域コーディネーターや中間支援機能の担い手を見通した適切なアウトリーチであった。

しかしながら、作成された「おたがいさまコミュニティ地域コーディネーター手引き」はその有効性が十分に検討されていない。地域コーディネーターの資質要件や育成方法、中間支援機能を担える組織要件などについても十分な議論がなされていないと思われる。

例えば、中間支援機能を担う組織として社会福祉協議会を挙げているが、その理由を「社会福祉協議会のめざす地域福祉は、要援護者だけでなく、住民全てのウェルビーイングを支援することであり、本研究プロジェクトの目指す方向と組織理念が一致している」としている。しかし、これは福岡市特有の事象である可能性もある。全国的に成り立つものかどうかの検討は不十分であり、このプロジェクトの重要なアウトカムだけに検討の不備を感じる。また、「2030年代をみすえた」と題されているが、そうであれば、3つの生活圏ごとに、2030年に至るまでのシナリオ分析が必要であると考ええる。シナリオ分析があれば、構想されている「おたがいさまコミュニティ」の2030年問題に向けた有用性が明確にできたのではないかと考える。

2-6-2-3. 学術的・技術的貢献

得られた成果は、領域が設定した高齢社会に関わる問題の解決に資する知見・方法論等の創出に、貢献した、貢献しうるが限定的であると評価する。

参加型アクションリサーチという方法により、住民の発意を重視しながら包括的に課題を共同処理する当事者間の関係性が構築された。人的支援の成果をどのように評価するかについて、ステークホルダーのコミュニケーション場面における発話状況の変化に着目して、「当事者性」、「専門性」という評価基準を設定し、提示したことには独創性が認められる。また、従来の縦割り行政構造から派生する人的な地域支援ではなく、地域住民の意向に沿って、課題解決を目指す包括的・協働的な地域コーディネーターとしての人的支援の有効性、地域コーディネーターと行政や事業者を中間支援する機能の有効性を示したことは新規性がある。

しかし、地域コーディネーターの関わりによって地域がどのように変化したかという評価がなされていない。また、学術的な成果発表は少なく、学術的な貢献は限定的である。なお、協働活動の過程とその手法を明らかにしたものとして、「コミュニティのみえる化手法」が示されたが、もう一つの「協働による事業立案支援手法」は提示されていない。

2-6-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

行政との連携も含めて5つの実施グループを設置し、100回超に及ぶ定例会議を行うなど、全体として研究開発プロジェクトの実施体制は適切に構築されたと考える。また、研究開発プロセスは、事前に十分な検討がなされており、適切に運営、実施されている。事業者に関することは、事業者とのネットワークを有する九州経済調査協会の研究員をリーダーとしたことも適切である。ただし、「2030年代を見据えた」地域づくりということであれば、シナリオ分析とシミュレーション分析を担当する部門を置くべきだったと考える。

2-6-2-5. 副次的貢献

実証実験地域である金山校区では、地域の活動アイデアをもとに、地域住民主導による公民館でのコミュニティカフェ事業が開始された。その活動の情報は、福岡市や区役所、社会福祉協議会、自治協議会の連絡会などで共有され、福岡市内の各地でコミュニティカフェが開始される状況が生まれたことは副次的貢献である。

2-6-2-6. 費用対効果

本研究プロジェクトで開発した技法は、コミュニティに関わる人材の当事者性・専門性を向上させていくプログラムでもある。今後、福岡市社会福祉協議会で展開される予定であるが、社会福祉協議会のもつフィールドで同様な支援が可能となれば費用対効果は大きいと思われる。しかし、現時点では、研究開発に直接絡んだ人材の育成や地域コーディネーターとして活躍した人材の成長等の記述はない。

2-6-2-7. 特記事項

各省庁や自治体などで、コミュニティに対する人的支援政策が個々に展開しているが、サービス提供者側及び受給者側の視点からサービスとニーズをマッチングさせるためには、「地域コーディネーター」やそれを支援できる「中間支援機能」の役割が重要である。このような業務を担う人材の養成や中間支援機能が整備されたプラットフォームの構築などにより、中期にわたってコミュニティに対する支援を行うことが今後は必要と考える。そのためには公共組織による支援体制の構築などの関与も検討課題であると思われる。

検討経緯

平成27年度第1回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成27年11月20日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
(清水プロジェクト、伊賀プロジェクト、島田プロジェクト)
2. 総合討論

平成27年度第2回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成27年12月1日

議事：

1. 評価対象課題プレゼンテーション
(佐藤プロジェクト、成木プロジェクト、小川プロジェクト)
2. 総合討論

平成27年度第3回「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン」評価委員会

平成28年1月12日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

○戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)の実施に関する規則

(平成 17 年 7 月 8 日平成 17 年規則第 70 号)

改正 平成 18 年 11 月 22 日平成 18 年規則第 72 号 平成 19 年 4 月 11 日平成 19 年規則第 75 号
 平成 19 年 11 月 28 日平成 19 年規則第 117 号 平成 22 年 4 月 14 日平成 22 年規則第 88 号
 平成 23 年 3 月 28 日平成 23 年規則第 38 号 平成 23 年 4 月 20 日平成 23 年規則第 88 号
 平成 23 年 5 月 25 日平成 23 年規則第 91 号 平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 97 号
 平成 25 年 3 月 27 日平成 25 年規則第 61 号 平成 25 年 10 月 31 日平成 25 年規則第 118 号
 平成 26 年 3 月 24 日平成 26 年規則第 79 号 平成 26 年 7 月 31 日平成 26 年規則第 139 号
 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 121 号

目次

第 1 章 総則

第 1 節 通則(第 1 条—第 4 条)

第 2 節 社会技術研究開発主監等

第 1 款 社会技術研究開発主監(第 5 条—第 9 条)

第 2 款 社会技術研究開発主監会議(第 10 条・第 11 条)

第 3 款 俯瞰・戦略ユニット(第 12 条—第 14 条)

第 3 節 運営評価委員会(第 15 条—第 21 条)

第 2 章 事業の実施方法

第 1 節 研究開発領域の推進(第 22 条—第 25 条)

第 2 節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進(第 26 条—第 28 条)

第 3 節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進(第 29 条—
第 31 条)

第 4 節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第 1 款 研究開発成果実装支援プログラムの実施(第 32 条—第 37 条)

第 2 款 ガバナンスボード(第 38 条—第 44 条)

第 5 節 領域アドバイザー等(第 45 条—第 48 条)

第 3 章 事業の評価

第 1 節 通則(第 49 条—第 53 条)

第 2 節 研究開発領域に係る評価

第 1 款 研究開発領域の評価(第 54 条—第 57 条)

第 2 款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価(第 58 条—第 62 条)

第 3 款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評
価(第 63 条—第 66 条)

第 4 款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価(第 67 条—第 69 条)

第 3 節 サービス科学プログラムに係る評価

第 1 款 サービス科学プログラムの評価(第 70 条・第 71 条)

第 2 款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価(第 72 条—第 7
4 条)

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価(第75条・第76条)

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価(第77条・第78条)

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価(第79条—第81条)

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価(第82条・第83条)

第5節 実装支援プログラムに係る評価

第1款 実装支援プログラム(公募型)の評価(第84条—第86条)

第2款 実装支援プログラム(成果統合型)の評価(第87条—第89条)

第6節 領域・プログラム評価委員会(第90条—第97条)

第4章 事業の運営及び報告等(第98条—第101条)

第5章 雑則(第102条・第103条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この規則は、戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター(以下「センター」という。)が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することを目的とする。

(社会技術研究開発主監会議及び評価委員会の設置)

第3条 事業に係る研究の実施に関する重要事項について調査審議するため、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に社会技術研究開発主監会議(以下「会議」という。)を置く。

2 センターの運営等に係る審議等を行うため、センターに第15条に規定する運営評価委員会を置く。

3 事業に係る評価を行うため、センターに第22条、第25条及び第27条に規定する研究開発領域又は研究開発プログラム毎に評価委員会(以下「領域・プログラム評価委員会」という。)を置くことができる。

(顧問及び参与)

第4条 センターがセンターの運営のために必要があると認めるときは、センター顧問及びセンター参与を置くことができる。

2 センター顧問及びセンター参与の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第2節 社会技術研究開発主監等

第1款 社会技術研究開発主監

(目的及び設置)

第5条 事業に関し、その改善に資するため、機構に社会技術研究開発主監(以下「研究開発主監」という。)を置く。

(任務)

第6条 研究開発主監の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の制度、運営、評価等に関し、必要な事項の調査を行い、理事長へ提言すること。
- (2) 事業の専門的重要事項について、事業を担当するプログラムディレクター(以下「プログラムディレクター」という。)の求めに応じて提言すること。

(委嘱)

第7条 研究開発主監は、学識経験等のある者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期等)

第8条 研究開発主監の任期は、原則として2年間とする。ただし、任期が3事業年度にわたる場合は、最終事業年度の末日をもって任期満了とする。

2 研究開発主監の再任は妨げない。

(秘密保持義務)

第9条 研究開発主監は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2款 社会技術研究開発主監会議

(任務)

第10条 第3条第1項に定める社会技術研究開発主監会議(以下「会議」という。)は、プログラムディレクターの求めに応じ、次に掲げる事業に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 研究開発領域及び研究開発領域に属する研究開発プログラムの設定及び改廃並びに領域総括の選定及び変更に関すること。
- (2) 研究開発プログラム(研究開発領域に属するものを除く。)の設定及び改廃並びにプログラム総括の選定及び変更に関すること。
- (3) 研究開発成果実装支援プログラム(成果統合型)プロジェクトの選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に係る重要事項

(会議の構成、招集及び運営)

第11条 会議は、事業における研究開発主監及びプログラムディレクターで構成する。

2 会議に議長を置き、プログラムディレクターが務める。

3 会議は、議長が招集する。

4 議長は、必要に応じて構成員以外の専門アドバイザー及び外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第3款 俯瞰・戦略ユニット

(俯瞰・戦略ユニット)

第12条 センター長は、事業を効果的に推進するため、組織規程(平成15年規程第2号)第44条第8項の規定に基づき、企画運営室において、職員及びフェロー等による俯瞰・戦略ユニット(以下「ユニット」という。)を編成する。

2 センター長は、ユニット長を指名する。ユニット長は、ユニットの任務における計画・業務執行を指揮し、ユニットを総括する。

3 ユニット長は、上席フェローをもってこれにあてることができる。
(業務)

第13条 ユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会的問題の俯瞰及び抽出に関すること。
- (2) 事業における新規研究開発領域等及び新規公募プログラムの基本設計に関すること。
- (3) 事業における新規研究開発領域等における研究開発及び社会実装の推進に関すること。
- (4) 事業成果の分析・体系化に関すること。
- (5) 事業における研究開発の評価に関すること。
- (6) 前各号に係る機構の内外の機関等との連携の推進に関すること。

(社会的問題別検討チーム)

第14条 センター長は、ユニットの業務を効果的に推進するため、ユニットが抽出した社会的に重要であり、事業として取り組むべき問題(以下「社会的問題」という。)ごとに、ユニットにおいて社会的問題別検討チーム(以下「検討チーム」という。)を編成することができる。

2 センター長は、各検討チームにおいてチームを総括するチームリーダーをそれぞれ指名する。

3 検討チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 事業における研究開発領域等及び公募プログラムの詳細設計に関すること。
- (2) 各社会的問題に係る調査に関すること。
- (3) 各研究開発領域等担当者との連携による、研究開発領域等における研究開発及び社会実装の推進に関すること。

第3節 運営評価委員会

(目的及び設置)

第15条 センターにおける研究開発領域又は研究開発プログラムの評価等を適正かつ円滑に実施するため、組織規程第7条の規定に基づき、センターに運営評価委員会を置く。

(任務)

第16条 運営評価委員会は、センターの活動に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究開発領域及び研究開発プログラム等の中間評価に関すること。
- (2) 研究開発領域及び研究開発プログラム等の事後評価に関すること。
- (3) センター全体の運営に関すること。
- (4) その他、前各号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

2 研究開発領域及び研究開発プログラム評価の基準及び方法については、別に定める。

(委員、委員長、委員長代理)

第17条 運営評価委員会は委員長、委員長代理及び委員15人以内で組織する。

2 委員は、有識者のうちから、センター長の要請に基づき理事長が委嘱する。

3 委員長は委員の互選により選任し、委員長代理は委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(開催)

第 18 条 運営評価委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第 19 条 委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、委員が任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第 20 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第 21 条 委員に対する謝金及び旅費等の支給については、別に定める。

第 2 章 事業の実施方法

第 1 節 研究開発領域の推進

(研究開発領域等の設置)

第 22 条 センターに、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成に資する研究開発領域及びその研究開発領域の運営責任者である領域総括を置く。

2 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の設定及び領域総括の選定を行う。

3 研究開発領域の設置期間は、原則として 6 年を超えないものとする。

4 センターは、研究開発領域の設定にあたっては、広く多分野多方面の関与者の参画を得て、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等について、十分な調査検討を行うものとする。

5 センターは、会議の意見を聴いた上で、研究開発領域の専門的事項について領域総括への助言を求めるため、研究開発領域に領域アドバイザーを置く。

6 センターは、領域総括が研究開発領域の運営上必要があると認めるときは、領域総括補佐を置くことができる。

(研究開発領域における研究開発の実施方法)

第 23 条 研究開発領域における研究開発は、必要に応じて当該研究開発領域に研究開発プログラムを設定し、領域総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、研究開発プロジェクトの提案を具体化するための企画調査(以下「プロジェクト企画調査」という。)を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プログラムの設定

ア 研究開発領域の目標の達成を図るため、当該研究開発領域に関して広く多分野多方面の関与者の参画を得て行われた、解決すべき社会問題の重要性、解決の見通し等についての十分な調査検討の結果を踏まえて、領域総括は研究開発目標が明確に定められた研究開発プログラムの案を作成する。

イ センターは、研究開発プログラムについて、アに規定する案に基づき、会議の意見を聴いた上で決定する。

(2) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として5年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。

(3) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

センターは、研究開発領域または研究開発プログラムごとに研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査の提案を産学官等の研究者等から広く募集する。領域総括は、応募されたプロジェクト企画調査の提案について、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考する。また、領域総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とし、研究開発プログラムごとに定める。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

(追跡調査)

第24条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

(研究者等の雇用)

第25条 機構は、研究代表者が研究開発チームを編成するにあたり、必要に応じて研究者及び研究補助者等を一定期間雇用することができる。

第2節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの推進

(問題解決型サービス科学研究開発プログラムの実施方法)

第26条 センターは、サービス科学的手法により具体的社会問題を解決するための研究開発を推進するため、問題解決型サービス科学研究開発プログラム(以下「サービス科学プログラム」という。)及びそのサービス科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

2 センターは、サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めするため、サービス科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。

3 センターは、プログラム総括がサービス科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(サービス科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第27条 サービス科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

- (カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。
- ウ 研究開発プロジェクトの実施期間
 - 研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。
- (2) プロジェクト企画調査の実施
 - ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定
 - プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。
 - イ プロジェクト企画調査の実施
 - 研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。
 - ウ プロジェクト企画調査の実施期間
 - プロジェクト企画調査の実施期間は1年以内とする。
 - エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い
 - プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

(追跡調査)

第28条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

第3節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの推進
(科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの実施方法)

第29条 センターは、科学技術イノベーション政策において、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実現に資する研究開発を推進するため、科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム(以下「政策のための科学プログラム」という。)及びその政策のための科学プログラムの運営責任者であるプログラム総括を置く。

- 2 センターは、会議の意見を聴いた上で、政策のための科学プログラムの設定及びプログラム総括の選定を行う。
- 3 センターは、政策のための科学プログラムの設定にあたっては、国が定める方針等を踏まえるものとする。
- 4 センターは、政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括への助言を求めため、政策のための科学プログラムにプログラムアドバイザーを置く。
- 5 センターは、プログラム総括が政策のための科学プログラムの運営上必要があると認めるときは、プログラム総括補佐を置くことができる。

(政策のための科学プログラムにおける研究開発の実施方法)

第30条 政策のための科学プログラムにおける研究開発は、プログラム総括の下で研究開発プロジェクトの提案を募集、選考し、選定された研究代表者が研究開発を実施する方法により行うものとする。また、プロジェクト企画調査を実施することができるものとする。

2 研究開発の実施方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究開発プロジェクトの実施

ア 研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定

センターは、研究開発プロジェクトの提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括は、応募された研究開発プロジェクトの提案について、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき研究開発プロジェクト及びその研究代表者を選定する。

イ 研究開発プロジェクトの実施

(ア) 研究代表者は研究開発チームを編成し、研究開発を実施する。編成にあたっては、研究代表者は当該研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保しなければならない。

(イ) 研究開発チームに、研究者を置くことができる。

(ウ) 研究者は、研究開発チームに係る研究開発に従事する。

(エ) 研究開発チームに、必要に応じ技術員及び補助員を置くことができる。

(オ) 技術員は、研究開発チームに必要な技術的業務を行う。

(カ) 補助員は、研究開発チームに必要な業務に関する補助的業務に従事する。

ウ 研究開発プロジェクトの実施期間

研究開発プロジェクトの実施期間は、原則として3年以内とする。

(2) プロジェクト企画調査の実施

ア プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定

プログラム総括は、研究開発プロジェクトの提案として応募された中から、研究開発プロジェクトの提案を具体化するためのプロジェクト企画調査を実施すべきものを、プログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て選考することができる。センターは、それらの結果に基づきプロジェクト企画調査及び研究代表者を選定する。

イ プロジェクト企画調査の実施

研究代表者は、研究開発プロジェクトの提案を具体化するために必要なプロジェクト企画調査を実施する。研究代表者は、当該プロジェクト企画調査において、研究開発プロジェクトの提案を具体化し、研究開発プロジェクトの目標を達成するために必要な社会の関与者の参画を確保する。

ウ プロジェクト企画調査の実施期間

企画調査の実施期間は1年以内とする。

エ プロジェクト企画調査に基づく研究開発プロジェクトの提案の扱い

プロジェクト企画調査を基に作成された研究開発プロジェクトの提案が次年度以降応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されるものとする。

(追跡調査)

第31条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

第4節 研究開発成果実装支援プログラムの推進

第1款 研究開発成果実装支援プログラムの実施

(研究開発成果実装支援プログラムの実施方法)

第32条 センターは、研究開発成果を活用、展開して、現実の社会問題を解決するため、研究開発成果実装支援プログラム(以下「実装支援プログラム」という。)を置く。

2 実装支援プログラムは、公募により広く提案を募り、研究開発成果を社会に実装する取り組みを支援する公募型(以下「実装支援プログラム(公募型)」という。)及び機構における複数の研究開発成果等を集約・統合し、社会問題の解決に向けて効果的に社会に実装する取り組みを支援する成果統合型(以下「実装支援プログラム(成果統合型)」という。)の方法により推進する。

3 実装支援プログラムに運営責任者であるプログラム総括を置き、実装支援プログラム(公募型)をプログラム総括(公募型)が、実装支援プログラム(成果統合型)をプログラム総括(成果統合型)がそれぞれ担当する。

(実装支援プログラム(公募型)の推進方法)

第33条 センターは、実装支援プログラム(公募型)の実施に必要な専門的事項について、プログラム総括(公募型)への助言を求めるため、プログラムアドバイザーを置く。

2 センターは、実装支援プログラム(公募型)の対象となる提案を産学官等の研究者等から広く募集する。プログラム総括(公募型)は、応募された提案についてプログラムアドバイザーの協力を得て選考する。センターは、その結果に基づき実装活動及びその実装の責任者(以下「実装責任者」という。)を選定する。

3 実装責任者は、実装を行う組織において、実装支援プログラム(公募型)における実装活動の実施期間終了後も継続的に実装が実施される状態を実現するために必要な活動を行う。

(実装支援プログラム(公募型)の実施期間)

第34条 実装支援プログラム(公募型)における実装活動の実施期間は3年以内とする。

(実装支援プログラム(成果統合型)の推進方法)

第35条 センターは、事業における研究開発領域又は研究開発領域に属さない研究開発プログラムもしくは事業以外の機構が実施する研究開発等(以下「領域等」という。)から実装支援プログラム(成果統合型)の対象を選定し、選定された対象の領域総括等(事業以外の研究開発等における事業の領域総括等に相当する者又は準ずる者を含む。以下同じ。)は、プログラム総括(成果統合型)と協議の上、領域等から実装支援プログラム(成果統合型)において中核的な役割を担う研究開発プロジェクト(以下「中核プロジェクト」という。)を指名する。指名された中核プロジェクトは、実装活動に関する提案を作成し、当該領域等の領域総括等に提出する。

2 中核プロジェクトの属する領域等の領域総括等は、提出された提案のうち、プログラム総括(成果統合型)との協議を踏まえ、実装支援プログラム(成果統合型)の候補プロジェクトとして承認できるものについては、当該領域等の事後評価(プロジェクト企画調査の事後評価を

除く。)を実施する評価委員会(事業以外の研究開発等における当該評価委員会に相当又は準ずるものを含む。以下同じ。)に推薦する。

- 3 評価委員会は、推薦された提案につき審議し、審議結果を評価委員会所見としてセンターに提出する。
- 4 センターは、評価委員会の所見を付して会議に諮り、会議の評価結果に基づき、実装支援の対象とするプロジェクト(以下、「プロジェクト」という)を選定する。
- 5 センターは、会議の評価結果に基づき、選定されたプロジェクトの実装活動の実施期間に必要なに応じて適切な初動期間を設けることができる。初動期間終了後の本格的実装活動への移行については会議に諮り、決定する。
- 6 センターは、選定されたプロジェクトの責任者である実装代表者を選定する。
- 7 センターは、実装支援プログラム(成果統合型)におけるプロジェクトのマネジメント及び評価のため、プロジェクト(初動期間にあるものを除く。)ごとにプログラム総括(成果統合型)を議長とするガバナンスボードを置く。
- 8 センターは、実装支援プログラム(成果統合型)におけるプロジェクトの推進のため、プロジェクト推進アドバイザーを置くことができる。
- 9 プロジェクト推進アドバイザーの委嘱手続き等については、実装支援プログラム(公募型)のプログラムアドバイザーに適用される規定等を準用する。

(追跡調査)

第36条 研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて実装活動の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とした追跡調査を実施する。

(実装支援プログラム(成果統合型)における実装活動の実施期間)

第37条 実装支援プログラム(成果統合型)における実装活動の実施期間は3年以内とする。

第2款 ガバナンスボード

(任務)

第38条 第35条第7項に定めるガバナンスボードの任務は、次のとおりとする。

- (1) 実装支援プログラム(成果統合型)における実装対象プロジェクトに関するマネジメントを行うこと。
- (2) 実装支援プログラム(成果統合型)における実装対象プロジェクトの事後評価を実施すること。
- (3) その他前2号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第39条 ガバナンスボードは、実装支援プログラム(成果統合型)プログラム総括である議長及びメンバー7名以内で構成する。

2 メンバーは、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名するメンバーがその職務を代行する。

(任期)

第40条 メンバーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱することができる。また、メンバーが任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(運営)

第41条 ガバナンスボードは、機構の必要に応じて開催するものとし、議長が招集する。

(意見聴取)

第42条 ガバナンスボードは、プロジェクトのマネジメント、評価等に係る専門的事項について、構成員以外の外部の有識者(以下「外部有識者」という。)の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(謝金等)

第43条 メンバー及び外部有識者には、別に定めるところにより謝金、旅費等を支給することができる。

(秘密保持義務)

第44条 メンバー及び外部有識者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5節 領域アドバイザー等

(任務)

第45条 第22条第5項に定める領域アドバイザー及び第25条第2項、第29条第4項及び第33条に定めるプログラムアドバイザー(以下「領域アドバイザー等」という。)の任務は、次のとおりとする。

(1) 領域アドバイザー

- ア 研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の選考において意見を述べること。
- イ 領域総括が行う研究開発領域の運営に協力すること。
- ウ その他研究開発領域の専門的事項について領域総括へ助言を行うこと。

(2) サービス科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー

- ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
- イ プログラム総括が行うサービス科学プログラムの運営に協力すること。
- ウ その他サービス科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。

(3) 政策のための科学プログラムにおけるプログラムアドバイザー

- ア 研究開発プロジェクトの選考において意見を述べること。
- イ プログラム総括が行う政策のための科学プログラムの運営に協力すること。
- ウ 採択した研究開発プロジェクト及びプロジェクト企画調査の事後評価において意見を述べること。
- エ その他政策のための科学プログラムの専門的事項についてプログラム総括へ助言を行うこと。

(4) 実装支援プログラム(公募型)におけるプログラムアドバイザー

- ア 実装活動の選考において意見を述べること。
- イ プログラム総括(公募型)が行う実装支援の運営に協力すること。

ウ その他実装支援プログラム(公募型)の専門的事項についてプログラム総括(公募型)へ助言を行うこと。

エ 採択した実装活動の事後評価において意見を述べること。

(委嘱等)

第46条 領域アドバイザー等は、領域総括又はプログラム総括に対し適切な助言を行うための専門性を有している者の中から、センター長の要請に基づき理事長が委嘱又は任命(以下「委嘱等」という。)する。

(任期)

第47条 領域アドバイザー等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱等することができる。また、領域アドバイザー等が任務を終了したと認められるときは、委嘱等を解くことができる。

3 領域アドバイザー等に対する手当、旅費等の支給については別に定める。

(秘密保持等)

第48条 領域アドバイザー等の秘密保持、外部発表、特許取扱等については、研究者に係る諸規程を準用する。

第3章 事業の評価

第1節 通則

(評価方法等)

第49条 事業に係る評価は、事業に係る評価実施に関する規則(平成15年達第44号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(評価の基本方針)

第50条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第51条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者と親族関係にある者

(2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者

(3) 緊密な共同研究を行う者

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

(4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者

(5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者

(6) その他センターが利害関係者と判断した場合

(被評価者への周知)

第52条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法(評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第53条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第2節 研究開発領域に係る評価

第1款 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第54条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発領域の期間が5年を超える場合に研究開発領域の発足後、3~4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第55条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域

a 第50条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。

b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。

b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト(以下「研究開発プログラム等」という。)の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第56条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第 15 条に規定する運営評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第 57 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第 3 条第 2 項に規定する領域・プログラム評価委員会又は第 15 条に規定する運営評価委員会が行う。それぞれの委員会が担当する領域、プログラム及びプロジェクトについては、別に定める。

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第 2 款 研究開発領域における研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第 58 条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プログラムの設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第59条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第60条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラム

a 第55条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。

b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。

c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。

(3) 評価者

会議が行う。

(4) 評価の手続き

センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第55条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第61条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第15条に規定する運営評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第 62 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第 3 条第 2 項に規定する領域・プログラム評価委員会又は第 15 条に規定する運営評価委員会が行う。それぞれの委員会が担当する領域、プログラム及びプロジェクトについては、別に定める。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第 3 款 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第 63 条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が 5 年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3 年程度を目安として実施する。なお、5 年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第 64 条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第60条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第65条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的な基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第66条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
- イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性
- ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況
- エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4款 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第67条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第68条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査

第60条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に沿った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ プロジェクト企画調査計画

定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第 69 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第 3 節 サービス科学プログラムに係る評価

第 1 款 サービス科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第 70 条 サービス科学プログラムの評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5 年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第 71 条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

第 22 条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会(以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。)が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
(評価の実施時期)

第72条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第73条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a サービス科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。

b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第74条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
- イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況
- ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

サービス科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3款 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第75条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第76条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4節 政策のための科学プログラムに係る評価

第1款 政策のための科学プログラムの評価

(評価の実施時期)

第77条 政策のための科学プログラムの評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第78条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部有識者が行う。

(4) 評価の手続き

被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第79条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第80条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

政策のための科学プログラムの目的に沿った研究開発提案であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、プロジェクト企画調査として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第81条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐、プログラムアドバイザー及び必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3款 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第82条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第83条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5節 実装支援プログラムに係る評価

第1款 実装支援プログラム(公募型)の評価

(評価の実施時期)

第84条 実装支援プログラム(公募型)に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第85条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の対象
 - a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。
 - b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。
 - c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること
 - イ 実装責任者
実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 実装計画
 - a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。
 - b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。
 - c 適切な実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括(公募型)がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第86条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括(公募型)がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2款 実装支援プログラム(成果統合型)の評価

(評価の実施時期)

第87条 実装支援プログラム(成果統合型)に係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第88条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援対象プロジェクト及び実装代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が明確であること。

b 複数の研究開発成果を活用し、関与者の役割も含めた包括的かつ具体的な提案となっていること。

c 実装支援による成果とそれによる効果が明確化されていること。

イ 実装代表者

実装支援の代表者として、その活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装促進計画

a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

b 実装支援終了後の実装の継続及び発展の展望・道筋が示されていること。

c 適切な実施体制、実施規模であること。

なお、領域総括等の推薦あるいは評価委員会からの所見において、初動期間の設置が適切であると表明された場合、評価項目及び基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

また、初動期間終了後の本格的実装活動への移行の際の評価項目及び基準についても同様とする。

- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
提出された実装支援の提案について、評価者が評価を行う。

(事後評価)

第 89 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 実装支援の目標の達成状況
 - イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の状況
なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
各実装支援対象プロジェクトのガバナンスボードが行う。
- (4) 評価の手続き
実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第 6 節 領域・プログラム評価委員会

(任務)

第 90 条 第 3 条第 2 項に定める領域・プログラム評価委員会は、センターの活動に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中間評価に関すること。
- (2) 事後評価に関すること。
- (3) 当該領域又は研究開発プログラムにおける実装支援プログラム(成果統合型)プロジェクト案に関わる評価に関連すること。
- (4) その他前各号に定める事項の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第 91 条 各領域・プログラム評価委員会は、委員長及び委員 15 名以内をもって構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員は、外部の有識者の中から理事長が委嘱する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて外部の専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任期)

第 92 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第 93 条 領域・プログラム評価委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 分科会は、必要に応じて開催するものとし、主査が招集する。

(評価基準)

第94条 評価の基準及び方法については別に定めるところによる。

(謝金等)

第95条 委員には別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第96条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第97条 この規則に定める事項のほか、領域・プログラム評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第4章 事業の運営及び報告等

(運営)

第98条 領域総括及びプログラム総括は、社会における具体的問題の解決を通じ、国またはセンターが定める目標等の達成を図るため、多分野多方面の関与者の広範な参画により、研究開発又は実装活動が効果的に行われるよう、適切かつ柔軟な運営を行う。

(成果の取扱い)

第99条 成果については、知的財産権等の確保に努めることとし、その帰属等については別に定める。また、成果を公表し、広く利用されるよう普及に努める。

(実施状況等の報告)

第100条 センターは、定期的に領域総括及びプログラム総括より進捗状況等に関する報告を求める。

(会議への報告)

第101条 センターは、会議に対し研究開発及び実装活動の進捗状況及び終了の報告等を行うものとする。

第5章 雑則

(事務)

第102条 事業に係る事務は、センター企画運営室が担当する。

(その他)

第103条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則(平成18年11月22日平成18年規則第72号)

この規則は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則(平成19年4月11日平成19年規則第75号)

この規則は、平成19年4月11日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 28 日平成 19 年規則第 117 号)

この規則は、平成 19 年 11 月 28 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 14 日平成 22 年規則第 88 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 14 日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業の実施に関する規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日より適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日平成 23 年規則第 38 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 20 日平成 23 年規則第 88 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 20 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 25 日平成 23 年規則第 91 号)

この規則は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 97 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日平成 25 年規則第 61 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 31 日平成 25 年規則第 118 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に選任した各委員会の委員、社会技術研究開発主監、領域総括、プログラム総括その他この規則に定めのある者(以下「委員等」とする。)は、改正後の相当規定に基づいて選任されたものとみなす。ただし、任期は、施行日における残存期間と同一の期間とする。
- 3 施行日前にした委員等の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、改正後の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。
- 4 施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、新規則及び関連例規の相当規定によってした契約、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日平成 26 年規則第 79 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 31 日平成 26 年規則第 139 号)

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 121 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。